事　務　連　絡
令和４年３月14日

建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体　御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築工事届及び建築物除却届の様式の変更について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築工事届及び建築物除却届の様式の変更については、既に令和3年6月に各特定行政庁に対して建築主等への周知を別添1のとおり依頼しているところですが、「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第27号）が令和3年3月31日に公布され、令和4年4月１日より施行される予定です。

本省令の施行日以降の建築工事届及び建築物除却届の提出については、変更後の様式（別添2）が適用されることとなりますので、ご留意ください。

また、建築主等への周知として、建築工事届及び建築物除却届の様式の変更や届出方法についてのリーフレットを別添3のとおり作成しました。

つきましては、これらの改正趣旨をご理解いただくとともに、本リーフレットも適宜ご活用いただきつつ、様式の変更に係る周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】
国土交通省住宅局建築指導課　亀元・天艸・野上
電話：03-5253-8126

国総情建第 53 号
国住指第 1196 号
令和３年６月 24 日

各都道府県
建築行政主務部長　殿

国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省住宅局建築指導課長
（公　印　省　略）

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部改正
及び建築物用途分類の改定について
（技術的助言）

「令和２年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和２年 12 月 18 日閣議決定）等を踏まえ、「建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令」（令和３年国土交通省令第 27 号）が令和３年３月 31 日に公布し、令和４年４月１日施行とした。

併せて、本日通知した「建築物用途分類の改定について（通知）（総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長通知（国総情第 52 号））」のとおり建築物用途分類についても改定した。

これら省令等の改正の概要及び留意事項等については、下記のとおりであり、十分に御了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らい願いたい。

また、貴職においては貴都道府県管内の特定行政庁に対してもこの旨周知願いたい。

記

第一　建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）の一部改正

１．建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）別記第 40 号様式（以下「建築工事届」という。）の変更

（１）第二面について、

① 【１．建築主】について【２．建築主】に変更し、【ロ．業種】の項目を削除し、【ハ．資本の額又は出資の総額】の項目について繰り上げたうえで選択式としたこと。

② 【２．敷地の位置】を【３．敷地の位置】とすること。

③ 【３．工事予定期間】について、着工予定期日及び工事完了予定期日の記入欄を【１．着工及び工事完了の予定期日】に移動し、工事の予定期間の記入欄を【６．一の建築物ごとの内容】の【ニ．工事の予定期間】とし、１棟ごとに記載することとしたこと。

④ 【６．一の建築物ごとの内容】について【ロ．用途】の項目について「(多用途)」欄を移動し、【ニ．工事部分の床面積の合計】から【ト．地下の階数】の項目を繰り下げたこと。

（２）第三面について、

① 【１．住宅部分の概要】について、【ホ．種類】の項目を【ホ．住宅の種類】及び【ヘ．住宅の建て方】に分け、【ヘ．利用関係】から【チ．工事部分の床面積の合計】の項目を繰り下げること。

（３）その他項目名及び注意書きの修正等所要の変更を行ったこと。

２．規則別記第 41 号様式（以下「建築物除却届」という。）の変更

（１）第二面について、

① 【１．除却場所】及び【２．除却予定年月日】について項目の順序を変更したこと。

② 【８．住宅の利用関係】の項目を削除し、【９．建築物の床面積の合計】及び【１０．建築物の評価額】の項目を繰り上げたこと。

（２）その他注意書きの修正等所要の変更を行ったこと。

第二　建築動態統計調査規則（昭和 25 年建設省令第 44 号）の一部改正

１．建築動態統計調査規則（昭和 25 年建設省令第 44 号。以下「統計規則」という。）別記第１号様式（以下「建築着工統計調査票」という。）の変更

（１）「建築物着工統計」欄のうち「(8) 工事の予定期間」について「(12) 構造」の次に移動すること。

（２）上記（１）により繰り上げた「(9) 建築物の用途分類」について建築物用途分類の改定に伴い、入力欄を３ケタから４ケタに変更したこと。

（３）その他項目名の修正等所要の変更を行ったこと。

２．統計規則別記第４号様式（以下「建築物除却統計調査票」という。）の変更

（１）「２　建築物の用途」欄について入力欄を２ケタから３ケタに変更すること。

（２）その他項目名の修正等所要の変更を行ったこと。

第三　建築物用途分類の改定について

１．改定の趣旨

建築着工統計調査票の「⑼建築物の用途分類」の記入に当たっては、建築工事届の第二面のうち、【５．主要用途】に記入された記号に対応する建築物用途分類の中分類の記号を上２ケタ、【６．一の建築物ごとの内容】の【ロ.用途】に記入された記号に対応する建築物用途分類の使途区分の記号を下１ケタとしてこれらを組み合わせた３ケタの記号を入力することとなっている。

しかし、建築工事届に記入された記号とそれに対応する建築物用途分類の中分類の記号が一致していないため、建築着工統計調査票の記入時に一の建築物ごとの建築物用途分類の記号を確認する作業が生じていた。

そこで、建築物用途分類の中分類の記号を建築工事届の【５．主要用途】に記入された記号と規則性のあるものに再設定し、建築着工統計調査票の作成に係る業務の省力化を図る。

また、建築物除却統計調査票の「２　建築物の用途」欄に記入する記号についても、建築物除却届の第二面【３．主要用途】に記入する記号と一致していないため、今般の改定にあわせて建築物用途分類の中分類の３ケタの記号を記入することとする。

なお、今般の改定は建築物の用途を示す記号を改めるものであるが、各用途分類項目の定義、記入方法に変更を加えるものではないため注意いただきたい。

２．改定の概要

（１）　建築物用途分類の中分類の記号について、２ケタから３ケタにケタ数を変更し、以下の規則性に基づいて記号を設定する。

①上１ケタは、建築工事届第二面【５．主要用途】の⑴～⑶で大別されている居住専用建築物、居住産業併用建築物、産業専用建築物ごとに、居住専用建築物の場合は「１」、居住産業併用建築物の場合は「２」、産業専用建築物の場合は「３」とすること。

②下２ケタは、建築工事届第二面【５.主要用途】に記載することとされている同様式注意書き３.⑥及び⑦で指定された記号と一致した記号とすること。

（参考）中分類項目の記号の変更概要

（ⅰ）居住専用建築物

「居住専用住宅（附属建築物を除く）」　･･･「０１」→「１０１」

～

「その他の居住専用準住宅」　･･･「０５」→「１０５」

（ⅱ）居住産業併用建築物

「居住農林水産業併用建築物」　･･･「１１」→「２１１」

～

「他に分類されない居住産業併用建築物」･･･「２５」→「２９９」

（ⅲ）産業専用建築物

「農林水産業専用建築物」　･･･「３１」→「３１１」

～

「他に分類されない建築物」　･･･「９９」→「３９９」

※詳細な各区分の変更後の記号については、本日通知した総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長通知（国総情第 52 号）及び「【別添２】建築物用途分類新旧対照表」、「【別添３】建築物用途分類早見表」で確認すること。

（２）　（１）の変更に伴い、建築物用途分類の大分類項目及び中分類項目の項目名等平仄をそろえるための変更を行ったこと。

第四　留意事項等

（１）　建築工事届及び建築物除却届（以下「工事届等」という。）の改正内容について、施行日までに工事届等を作成する建築主等に対して十分に周知すること。

（２）　別途、国土交通省から貴職宛に Excel 形式の工事届等を配布する。建築主等から本形式で届け出された工事届等については、マクロ機能を活用することにより、建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記を効率的に行うことが可能であるため、本形式の工事届等をホームページでダウンロード可能な状態にするなど、建築主等に対して配布を行い、積極的に活用いただきたい。

（３）　建築着工統計調査票については、令和元年度よりオンライン上での調査票の提出が可能となっているため、積極的に活用いただきたいこと。

（４）　建築着工統計調査票「(9) 建築物の用途分類」欄の記入に当たっては、上３ケタに変更した中分類の記号を記入し、下１ケタには従来通り使途区分の記号を記入すること。建築物除却統計調査票の「２　建築物の用途」欄には、変更した中分類の記号を記入すること。

（５）　建築物用途分類の中分類項目のうち、居住産業併用建築物については、従来の 15 区分から産業専用建築物と同じ 37 区分に変更しているので注意すること。

第五　施行期日

令和４年４月１日

※新様式及び新たな建築物用途分類の適用については、令和４年４月分の調査からとする。

第六　その他

「令和２年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和２年 12 月 18 日閣議決定）において、建築工事届等の様式変更とあわせて、建築着工統計に関する手続きのオンライン化について検討し、令和３年中に結論を得ることとされている。上記については今後改めて通知する。

＜添付資料＞

【別添１】建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令（令和３年国土交通省令第 27 号）
【別添２】建築物用途分類　新旧対照表
【別添３】建築物用途分類　早見表（改定後）

＜本件連絡先＞
（建築基準法施行規則の改正に関すること）
・国土交通省住宅局建築指導課企画係
電話：03-5253-8513
e-mail：yamada-t2hg@mlit.go.jp
（建築物動態統計調査規則の改正に関すること、建築物用途分類の改定に関すること及び建築着工統計調査全般に関すること）
・国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室建築統計係
電話：03-5253-8344
e-mail：nakahara-k2ea@mlit.go.jp、yamakawa-c28t@mlit.go.jp

○国土交通省令第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十五条第五項及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

建築基準法施行規則及び建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別記第四十号様式

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築工事届
（第一面）

年　月　日

知事　様

建築主
- 氏名
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

工事監理者
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

建築確認
- 確認済証番号　第　号
- 確認済証交付年月日　年　月　日
- 確認済証交付者

除却工事施工者
- 氏名
- 営業所名
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

※受付経由機関記載欄

改正前

別記第四十号様式

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築工事届
（第一面）

年　月　日

知事　様

建築主
- 氏名
- 郵便番号
- 住所
- 電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

工事監理者
- 氏名
- 営業所名（建築士事務所名）
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

建築確認
- 確認済証番号　第　号
- 確認済証交付年月日　年　月　日
- 確認済証交付者

除却工事施工者
- 氏名
- 営業所名
- 郵便番号
- 所在地
- 電話番号

※受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．着工及び工事完了の予定期日】
【イ．着工予定期日】　　年　　月　　日
【ロ．工事完了予定期日】　　年　　月　　日

【２．建築主】
【イ．建築主の種別】□(1)国　□(2)都道府県　□(3)市区町村　□(4)会社　□(5)会社でない団体　□(6)個人
【ロ．資本の額又は出資の総額】□(1)1,000万円以下　□(2)1,000万円超～3,000万円以下　□(3)3,000万円超～1億円以下　□(4)1億円超～10億円以下　□(5)10億円超

【３．敷地の位置】
【イ．地名地番】
【ロ．都市計画】□(1)市街化区域　□(2)市街化調整区域　□(3)区域区分非設定都市計画区域　□(4) 準都市計画区域　□(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【４．工事種別】□(1)新築　□(2)増築　□(3)改築　□(4)移転

【５．主要用途】(1)居住専用建築物　(　　)
(2)居住産業併用建築物　(　　)
(3)産業専用建築物　(　　)

【６．一の建築物ごとの内容】
【イ．番号】　(　　)　(　　)　(　　)

【ロ．用途】	□(1)事務所等 □(2)物品販売業を営む店舗等 □(3)工場，作業場 □(4)倉庫 □(5)学校 □(6)病院，診療所 □(9)その他 □多用途	□(1)事務所等 □(2)物品販売業を営む店舗等 □(3)工場，作業場 □(4)倉庫 □(5)学校 □(6)病院，診療所 □(9)その他 □多用途	□(1)事務所等 □(2)物品販売業を営む店舗等 □(3)工場，作業場 □(4)倉庫 □(5)学校 □(6)病院，診療所 □(9)その他 □多用途
【ハ．工事部分の構造】	□(1)木造 □(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 □(3)鉄筋コンクリート造 □(4)鉄骨造 □(5)コンクリートブロック造	□(1)木造 □(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 □(3)鉄筋コンクリート造 □(4)鉄骨造 □(5)コンクリートブロック造	□(1)木造 □(2)鉄骨鉄筋コンクリート造 □(3)鉄筋コンクリート造 □(4)鉄骨造 □(5)コンクリートブロック造

（第二面）

【１．建築主】
【イ．種別】(1)国　(2)都道府県　(3)市区町村　(4)会社　(5)会社でない団体　(6)個人
【ロ．業種】(1)農林水産業　(2)鉱業，採石業，砂利採取業，建設業　(3)製造業　(4)電気・ガス・熱供給・水道業　(5)情報通信業　(6)運輸業　(7)卸売業，小売業　(8)金融業，保険業　(9)不動産業　(10)宿泊業，飲食サービス業　(11)医療，福祉　(12)教育，学習支援業　(13)その他のサービス業　(14)国家公務，地方公務　(15)他に分類されないもの
【ハ．資本の額又は出資の総額】　百万円

【２．敷地の位置】
【イ．地名地番】
【ロ．都市計画】(1)市街化区域　(2)市街化調整区域　(3)区域区分非設定都市計画区域　(4)準都市計画区域　(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【３．工事予定期間】
年　月　日から
年　月　日まで
年　月間

【４．工事種別】(1)新築　(2)増築　(3)改築　(4)移転

【５．主要用途】(1)居住専用建築物　(　　)
(2)居住産業併用建築物　(　　)
(3)産業専用建築物　(　　)

【６．一の建築物ごとの内容】
【イ．番号】　(　　)(　　)(　　)

【ロ．用途】	(多用途) (1)事務所等 (2)物品販売業を営む店舗等 (3)工場，作業場 (4)倉庫 (5)学校 (6)病院，診療所 (9)その他	(多用途) (1)事務所等 (2)物品販売業を営む店舗等 (3)工場，作業場 (4)倉庫 (5)学校 (6)病院，診療所 (9)その他	(多用途) (1)事務所等 (2)物品販売業を営む店舗等 (3)工場，作業場 (4)倉庫 (5)学校 (6)病院，診療所 (9)その他
【ハ．工事部分の構造】	(1)木造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (4)鉄骨造	(1)木造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (4)鉄骨造	(1)木造 (2)鉄骨鉄筋コンクリート造 (3)鉄筋コンクリート造 (4)鉄骨造

	□(6)その他	□(6)その他	□(6)その他
【ニ．工事の予定期間】	（　　月間）	（　　月間）	（　　月間）
【ホ．工事部分の床面積の合計】	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ヘ．建築工事費予定額】	（　　万円）	（　　万円）	（　　万円）
【ト．新築工事の場合における地上の階数】	（　　）	（　　）	（　　）
【チ．新築工事の場合における地下の階数】	（　　）	（　　）	（　　）

【７．新築工事の場合における敷地面積】　　㎡

	(5)コンクリートブロック造 (6)その他	(5)コンクリートブロック造 (6)その他	(5)コンクリートブロック造 (6)その他
【ニ．工事部分の床面積の合計】	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ホ．建築工事費予定額】	（　　万円）	（　　万円）	（　　万円）
【ヘ．地上の階数】	（　　）	（　　）	（　　）
【ト．地下の階数】	（　　）	（　　）	（　　）

【７．新築工事の場合における敷地面積】　　㎡

（第三面）

【１．住宅部分の概要】

【イ．番号】

【ロ．新設又はその他の別】　(1)新設　（□新築　□増築　□改築）
(2)その他（　　□増築　□改築）

【ハ．新設住宅の資金】□(1)民間資金住宅　□(2)公営住宅　□(3)住宅金融支援機構住宅
□(4)都市再生機構住宅　□(5)その他

【ニ．住宅の建築工法】□(1)在来工法　□(2)プレハブ工法　□(3)枠組壁工法

【ホ．住宅の種類】□(1)専用住宅　□(2)併用住宅　□(3)その他の住宅

【ヘ．住宅の建て方】□(1)一戸建住宅　□(2)長屋建住宅　□(3)共同住宅

【ト．利用関係】　□(1)持家　　□(2)貸家　　□(3)給与住宅 □(4)分譲住宅

【チ．住宅の戸数】（　　戸）（　　戸）（　　戸）（　　戸）

【リ．工事部分の床面積の合計】（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）

（第三面）

【１．住宅部分の概要】

【イ．番号】

【ロ．新設とその他の別】　新設　（(1)新築　(2)増築　(3)改築）
その他（　　(2)増築　(3)改築）

【ハ．資金】(1)民間資金　(2)公営　(3)独立行政法人住宅金融支援機構　(4)独立行政法人都市再生機構　(5)その他

【ニ．建築工法】(1)在来工法　(2)プレハブ工法　(3)枠組壁工法

【ホ．種類】(1)専用住宅　（(1)一戸建住宅　(2)長屋建住宅　(3)共同住宅）
(2)併用住宅　（(1)一戸建住宅　(2)長屋建住宅　(3)共同住宅）
(3)その他の住宅（(1)一戸建住宅　(2)長屋建住宅　(3)共同住宅）

【ヘ．利用関係】　（(1)持家　）（(2)貸家　）（(3)給与住宅）（(4)分譲住宅）

【ト．戸数】　（　　戸）（　　戸）（　　戸）（　　戸）

【チ．工事部分の床面積の合計】（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）

（第四面）

【１．主要用途】　(1)居住専用建築物　（　　）
(2)居住産業併用建築物　（　　）
(3)産業専用建築物　（　　）

【２．除却原因】　□(1)老朽して危険があるため　□(2)その他

【３．構造】　□(1)木造　□(2)その他

【４．建築物の数】

【５．住宅の戸数】　戸

【６．住宅の利用関係】　□(1)持家　□(2)貸家　□(3)給与住宅

【７．建築物の床面積の合計】　㎡

【８．建築物の評価額】　千円

（第四面）

【１．主要用途】　(1)居住専用建築物　（　　）
(2)居住産業併用建築物　（　　）
(3)産業専用建築物　（　　）

【２．除却要因】　(1)老朽して危険があるため　(2)その他

【３．構造種別】　(1)木造　(2)その他

【４．建築物の数】

【５．住宅の戸数】　戸

【６．住宅の利用関係】　(1)持家　(2)貸家　(3)給与住宅

【７．建築物の床面積の合計】　㎡

【８．建築物の評価額】　千円

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

①　※印のある欄は記入しないでください。

②　除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

３．第二面関係

①　２欄の「イ」及び「ロ」、３欄の「ロ」、４欄並びに６欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

②　２欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③　２欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

（削る）

④　３欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑤　増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

（削る）

⑥　５欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑦　５欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック	14

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

①　※印のある欄は記入しないでください。

②　除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

３．第二面関係

①　１欄の「イ」、２欄の「ロ」、４欄及び６欄の「ハ」は、該当する番号を○印で囲んでください。

②　１欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③　１欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④　１欄の「ロ」は、該当する番号（兼業の場合は、売上高の最も大きいもの）を○印で囲んでください。

⑤　２欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑥　増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

⑦　５欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

⑧　５欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑨　５欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・	14

	製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39

	紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38

その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑧　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。

⑨　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、一の建築物中に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れて、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑩　６欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑪　６欄の「ハ」は、工事部分が２種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

⑫　６欄の「ニ」は、その建築物の規模に見合つた月数を記入してください。

⑬　６欄の「ヘ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

４．第三面関係

①　第三面は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物である場合に作成してください。当該建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに作成してください。

②　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③　１欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続き

	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑩　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。

⑪　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、該当する番号を○印で囲んでください。なお、一の建築物中に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」を○印で囲み、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を○印で囲んでください。

⑫　６欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

（新設）

（新設）

⑬　６欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

４．第三面関係

①　第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

②　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③　１欄の「ロ」から「ヘ」までは、該当する番号を○印で囲んでください。

④　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。

であつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤　１欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。

⑥　１欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです、

⑦　１欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の５分の１以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

⑧　１欄の「ヘ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない２戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで２戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に２戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

⑨　一件の建築工事で１欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が２種類以上となる場合は、１欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

５．第四面関係

①　第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

（削る）

②　１欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、（注意）３．⑥に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。

③　１欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、（注意）３．⑦に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

④　２欄、３欄及び６欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤　１欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「独立行政法人住宅金融支援機構」住宅とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。

⑥　１欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです、

⑦　１欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない２戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで２戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に２戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

（新設）

⑧　一件の建築工事で１欄の「ヘ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が２種類以上となる場合は、１欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

５．第四面関係

①　第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

②　１欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。

③　１欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、（注意）３．⑧に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。

④　１欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、（注意）３．⑨に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

⑤　２欄、３欄及び６欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

別記第四十一号様式

第四十一号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築物除却届
（第一面）

年　　月　　日

知事　様

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

※　受付経由機関記載欄

別記第四十一号様式

第四十一号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築物除却届
（第一面）

年　　月　　日

知事　様

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

※　受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．除却予定期日】　　年　　月　　日

【２．除却場所】

【３．主要用途】　(1)居住専用建築物　　(　　)
(2)居住産業併用建築物　(　　)
(3)産業専用建築物　　(　　)

【４．除却原因】□(1)老朽して危険があるため　□(2)その他

【５．構造】　□(1)木造　□(2)その他

【６．建築物の数】

【７．住宅の戸数】　　戸

【８．建築物の床面積の合計】　　㎡

【９．建築物の評価額】　　千円

（注意）
１．第一面関係
※印のある欄は記入しないでください。
２．第二面関係
①　各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
（削る）
②　３欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04

（第二面）

【１．除却場所】

【２．除却予定年月日】　　年　　月　　日

【３．主要用途】　(1)居住専用建築物　　(　　)
(2)居住産業併用建築物　(　　)
(3)産業専用建築物　　(　　)

【４．除却原因】　(1)老朽して危険があるため　(2)その他

【５．構造種別】　(1)木造　(2)その他

【６．建築物の数】

【７．住宅の戸数】　　戸

【８．住宅の利用関係】　(1)持家　(2)借家　(3)給与住宅

【９．建築物の床面積の合計】　　㎡

【10．建築物の評価額】　　千円

（注意）
１．第一面関係
※印のある欄は記入しないでください。
２．第二面関係
①　各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
②　３欄は、(1)から(3)までのうち該当する番号を○印で囲んでください。
③　３欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03

他に分類されない居住専用建築物	05

③　３欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20

寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

④　３欄において「(2)居住産業併用建築物」及び「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給	電気業	19

	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36

・水道業	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35

	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業(旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

④　４欄及び５欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業(旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑤　４欄、５欄及び８欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

（建築動態統計調査規則の一部改正）

第二条　建築動態統計調査規則（昭和二十五年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（着工調査の調査事項）	（着工調査の調査事項）
第六条　着工調査は、次に掲げる事項について行う。	**第六条**　着工調査は、次に掲げる事項について行う。
一　建築物着工統計調査	一　建築物着工統計調査
(一)～(五)　（略）	(一)～(五)　（略）
(六)　工事部分の構造	(六)　構造
(七)・(八)　（略）	(七)・(八)　（略）
(九)　新築工事の場合における階級（地上の階数、地下の階数の別）	(九)　新築の場合における階級（地上の階数、地下の階数の別）
(十)　（略）	(十)　（略）
(十一)　工事部分の床面積の合計	(十一)　床面積の合計
(十二)　建築工事費予定額	(十二)　工事費予定額
二　住宅着工統計調査	二　住宅着工統計調査
(一)～(三)　（略）	(一)～(三)　（略）
(四)　新設又はその他の別	(四)　工事別（新設、その他の別）
(五)　工事部分の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別）	(五)　住宅の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリートブロック造、その他の別）
(六)・(七)　（略）	(六)・(七)　（略）
(八)　住宅の建て方（一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別）	(八)　建て方（一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別）
(九)・(十)　（略）	(九)・(十)　（略）
(十一)　工事部分の床面積の合計	(十一)　住宅の床面積の合計
(十二)～(十四)　（略）	(十二)～(十四)　（略）
三　（略）	三　（略）
（滅失調査の調査事項）	（滅失調査の調査事項）
第二十条　滅失調査は、左に掲げる事項について行う。	**第二十条**　滅失調査は、左に掲げる事項について行う。
一　建築物除却統計調査	一　建築物除却統計調査
(一)～(六)　（略）	(一)～(六)　（略）
(七)　建築物の床面積の合計	(七)　床面積の合計
(八)・(九)　（略）	(八)・(九)　（略）
二　（略）	二　（略）

380

（号外第74号）

報

官

令和3年3月31日　水曜日

別記第一号様式を次のように改める。

建築着工統計調査票

国土交通省

政府統計

第一号様式

基幹統計調査
建築着工統計

標準字体　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記入上の注意
(1) 標準字体を手本にして下さい。
(2) 枠からはみだしたり、小さ過ぎたりしないで下さい。
(3) 筆記用具はなるべくシャープペンシル(0.5mm、HB)を使用して下さい。
(4) まちがえた場合は、消しゴムできれいに消してから記入して下さい。

着工予定期日	年　月
都道府県名	
市区町村名	
作成者氏名	

建築物着工統計

(3)棟区分	(4)小番号	(5)建築主の種別	(6)資本の額又は出資の総額	(7)敷地の位置（都市計画）	(8)工事種別	(9)建築物の用途分類	(10)	(11)工事部分の構造
1件の工事届で2棟以上のとき一連番号を記入するただし同一棟には同一番号を記入し「9」以上はすべて「9」を記入する	1棟の中に利用関係が異なる住宅があるとき一連番号を記入する	1. 国 2. 都道府県 3. 市区町村 4. 会社 5. 会社でない団体 6. 個人	1. 1,000万円以下 2. 1,000万円超～3,000万円以下 3. 3,000万円超～1億円以下 4. 1億円超～10億円以下 5. 10億円超	1. 市街化区域 2. 市街化調整区域 3. 区域区分非設定都市計画区域 4. 準都市計画区域 5. 都市計画区域及び準都市計画区域外	1. 新築 2. 増築 3. 改築	建築物用途分類による番号	多用途の場合「1」と記入する	1. 木造 2. 鉄骨鉄筋コンクリート造 3. 鉄筋コンクリート造 4. 鉄骨造 5. コンクリートブロック造 6. その他

住宅着工統計

(17)新設又はその他の別	(18)新設住宅の資金	(19)住宅の建築工法	(20)住宅の種類	(21)住宅の建て方	(22)利用関係	(26)建築を伴う除却住宅の利用関係
1. 新設 2. その他	1. 民間資金住宅 2. 公営住宅 3. 住宅金融支援機構住宅 4. 都市再生機構住宅 5. その他	1. 在来工法 2. プレハブ工法 3. 枠組壁工法	1. 専用住宅 2. 併用住宅 3. その他の住宅	1. 一戸建住宅 2. 長屋建住宅 3. 共同住宅	1. 持家 2. 貸家 3. 給与住宅 4. 分譲住宅	1. 持家 2. 貸家 3. 給与住宅

※取り扱い注意
この調査票は、機械で読取りますので、汚したり、折ったり、まるめたりしないで下さい。

(1) 市区町村 / (2) 市区町村内一連番号	(3) 棟区分	(4) 小番号	(5) 建築主の種別	(6) 資本の額又は出資の総額	(7) 敷地の位置	(8) 工事種別	(9) 建築物の用途分類	(10) 多用途	(11) 工事部分の構造	(12) 工事の予定期間	(13) 工事部分の床面積の合計（平方メートル）	(14) 建築工事費予定額（万円）	(15) 新築工事の場合における階数 地上の階数	(15) 新築工事の場合における階数 地下の階数	(16) 新築工事の場合における敷地面積（平方メートル）	(17) 新設又はその他の別	(18) 新設住宅の資金	(19) 住宅の建築工法	(20) 住宅の種類	(21) 住宅の建て方	(22) 利用関係	(23) 住宅の戸数（戸）	(24) 工事部分の床面積の合計（平方メートル）	(25) 建築を伴う除却住宅戸数（戸）	(26) 建築を伴う除却住宅の利用関係	(27) 建築工事届受理番号
市区町村 □□□ / 市区町村内一連番号 □□□	□	□□□□	□	□□□□□□□	□	□	□□□	□	□	□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□	□□	□□□□□□□□	□	□	□	□	□	□	□□	□□□□□□□□	□□	□	□□□□□□
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
0																										

別記第四号様式を次のように改める。

建築物除却統計調査票

国土交通省

第四号様式

調査番号	第　　号
調査期日	令和　　年　　月　　日
作成者氏名	

除却予定期日			
令和	年		月

除却場所	
都道府県（コード）	市区郡（市区郡コード）

建築物の用途	除却原因	構造
建築物用途分類による番号を記入すること	1．老朽して危険があるため 2．その他	1．木造 2．その他

1	2	3	4	5	6	7	8
市区郡内一連番号	建築物の用途	除却原因	構造	建築物の数	住宅の戸数（戸）	建築物の床面積の合計（平方メートル）	建築物の評価額（千円）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

建築物用途分類　新旧対照表

＜変更点＞

○　大分類項目のうち、居住産業併用建築物は、「C．居住産業併用建築物」の１区分となっていたものを、産業用建築物にならって日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ「Ｂ０１．居住農林水産業併用建築物」から「Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」の１５区分に変更する。

○　中分類項目のうち、居住産業併用建築物について、産業用建築物にならって、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによる３７区分に変更する。中分類の記号について、２ケタを３ケタとし、上１ケタを居住専用建築物は「１」、居住産業併用建築物は「２」、産業用建築物は「３」とする。下２ケタは、建築基準法施行規則第 40 号様式第二面【5. 主要用途】に記載することとされている同様式注意書き３．⑥及び⑦で指定された記号と一致した記号とする。

○　その他、平仄の観点で修正を行う。

旧	新
建　築　物　用　途　分　類 第 一 章　建築物用途分類一般原則 第１項　建築物の定義 この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その	建　築　物　用　途　分　類 第 一 章　建築物用途分類一般原則 第１項　建築物の定義 この分類にいう建築物とは、住宅、事務所、店舗、工場、その他土地に定着する工作物のうち、①屋根及び柱又は壁を有するもの、②観覧のための工作物、③地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、その

他これらに類する施設をいう。 第２項　分類の構成 　建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。 建築物の用途については大分類及び中分類を設ける。また、用途の中分類を使途により区分する。	他これらに類する施設をいう。 第２項　分類の構成 　建築物用途分類は、建築物の用途及び使途により構成する。 建築物の用途については大分類及び中分類を設ける。また、用途の中分類を使途により区分する。
第３項　建築物用途分類の内容 １　用途分類 　この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であるものをいう。 　用途分類の大分類として、18 大分類を設ける。居住専用は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と準住宅（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の２区分とする。居住産業併用については１区分とする。産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によって 15 区分する。 　また、大分類を更に細分するために中分類を設ける。 　居住専用については、居住そのもののための建築物とそれらに附属す	第３項　建築物用途分類の内容 １　用途分類 　この分類にいう建築物の用途とは、建築物が占用される目的をいう。建築物の用途は、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用に大別する。居住専用とは人が専ら生活の本拠としうるものを指し、産業用とは農林水産業用、鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用、製造業用等居住用以外の目的の全てを含むものをいう。居住産業併用とは居住の用に供される部分と産業の用に供される部分が結合し、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であるものをいう。 　用途分類の大分類として、32 大分類を設ける。居住専用は住宅（家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物）と準住宅（一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物）の２区分とする。居住産業併用及び産業用については、日本標準産業分類を集約した分類によってそれぞれ 15 区分する。 　また、大分類を更に細分するために中分類を設ける。 　居住専用については、居住そのもののための建築物とそれらに附属する

る建築物（物置等）に区分し、居住産業併用については居住と併用する産業部分の区分を産業用の大分類と同じ区分とする。従って、居住産業併用の中分類は産業用の大分類と同じ 15 区分となる。産業用については、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。	建築物（物置等）に区分し、居住産業併用については居住と併用する産業部分の区分を日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。産業用については、日本標準産業分類の中分類又は小分類の組み合わせによるものとし、37 中分類とする。
２　使途区分 この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。	２　使途区分 この分類にいう建築物の使途とは、事務所、店舗及び倉庫のような建築物の直接的な使われ方をいい、次のとおりとする。
○　事　務　所（使途区分　１） 机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。	○　事　務　所（使途区分　１） 机上事務又はこれに類する事務を行う場所をいう。会議室、受付室、タイプ室、守衛所、用務員室、銀行、営業所その他これらに類するものを含む。
○　店　　舗（使途区分　２） 卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。	○　店　　舗（使途区分　２） 卸売店、小売店、飲食店、その他物品を直接取引する場所をいう。
○　工場及び作業場（使途区分　３） 物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。	○　工場及び作業場（使途区分　３） 物品を製造（改造又は加工を含む。）若しくは修理する場所、又は机上事務若しくはこれに類する事務でない作業を行う場所をいう。商品包装場、荷造り場、物品　検査室、電子計算機操作室、ポンプ小屋などを含む。

○　倉　　庫（使途区分　４） 物品を貯蔵又は保管する場所をいう。 ○　学校の校舎（使途区分　５） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。 ○　病院・診療所（使途区分　６） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。 ○　そ　の　他（使途区分　９） 居住専用住宅、居住専用準住宅及び上記使途区分１から６以外の居住産業併用建築物又は産業用建築物をいう。	○　倉　　庫（使途区分　４） 物品を貯蔵又は保管する場所をいう。 ○　学校の校舎（使途区分　５） 教育の用に供される学校の校舎、体育館、図書館その他これらに類するものをいう。 ○　病院・診療所（使途区分　６） 医療の用に供される病院、病棟、診療所の診療棟その他これらに類するものをいう。 ○　そ　の　他（使途区分　９） 居住専用住宅、居住専用準住宅及び上記使途区分１から６以外の居住産業併用建築物又は産業用建築物をいう。
第４項　分類適用上の原則 １　分類の適用単位 分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。	第４項　分類適用上の原則 １　分類の適用単位 分類の適用単位は建築物の棟（むね）ごとである。母屋に母屋よりも延べ面積の小さい附属建築物が付着している場合は同一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の母屋に付着しているものは、等分して各々の母屋と同一棟とみなす。

２　建築物の用途の決定方法 建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判断し、次いで大分類、中分類の順に決定する。 (1)　居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判定するに当たっては、居住用として占用されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが 100%である場合は、「大分類A．居住専用住宅」又は「大分類B．居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類C．居住産業併用建築物」に、20%未満である場合は、「大分類D．農林水産業用建築物」から「大分類R．他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。 (2)　居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類A．居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類B．居住専用準住宅」に分類する。 (3)　「大分類C．居住産業併用建築物」及び「大分類D．農林水産業用建築物」から「大分類R．他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に中分類の産業別に分類するに当たり、一つの棟の中に用途の異なる部分がある場合は、最大の床面積を占用している用途によって	２　建築物の用途の決定方法 建築物の用途を分類するに当たっては、まず、居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判断し、次いで大分類、中分類の順に決定する。 (1)　居住専用、居住産業併用及び産業用の３区分を判定するに当たっては、居住用として占用されている床面積の延べ面積に対する割合に応じ、これが 100%である場合は、「大分類Ａ１．居住専用住宅」又は「大分類Ａ２．居住専用準住宅」のどちらかに、20%以上である場合は、「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物のいずれかに、20%未満である場合は、「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物のいずれかに分類する。 (2)　居住専用は、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物を「大分類Ａ１．居住専用住宅」に、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物を「大分類Ａ２．居住専用準住宅」に分類する。 (3)　「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に中分類の産業別に分類するに

分類する。	当たり、一つの棟の中に用途の異なる部分がある場合は、最大の床面積を占用している用途によって分類する。
(4)　「大分類C．居住産業併用建築物」及び「大分類D．農林水産業用建築物」から「大分類R．他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の５、６に該当するものについては、他の産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類N．教育，学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類O．医療，福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舎、寮等は、「大分類B．居住専用準住宅」に分類する。 　ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。 　一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。	(4)　「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物が、一つの構えの中に位置すると認められる場合には、その構えの用途に従って産業別を決定する。構えの用途によって産業別を決定する場合は、日本標準産業分類の産業の決定方法によるものとする。ただし、使途区分の５、６に該当するものについては、他の居住産業併用及び産業用の建築物と同一の構えにあっても、それぞれ学校の校舎は、「大分類Ｂ１１．居住教育，学習支援業併用建築物」又は「大分類Ｃ１１．教育，学習支援業用建築物」に、病院・診療所の建物は、「大分類Ｂ１２．居住医療，福祉併用建築物」又は「大分類Ｃ１２．医療，福祉用建築物」に分類する。また、寄宿舎、寮等は、「大分類Ａ２．居住専用準住宅」に分類する。 　ここにおいて構えとは、建築物が組織的に構築された一区画をいい、例えば工場の構内などである。 　一構内における建築物群が単一の経営主体に属するものであれば、その構内すべてを一つの構えとし、一つの構内にあってもその建築物群が異なる経営主体に属する場合は、経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一つの構えとする。
(5)　修理業用建築物及び再生業用建築物は、その取り扱う物品の製造業	(5)　修理業用建築物及び再生業用建築物は、その取り扱う物品の製造業

用建築物と同一の分類とする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、建築物用途分類においては中分類「65. その他のサービス業用建築物」に分類する。 (6)　賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、中分類「50. 不動産業用建築物（ 駐車場業用を除く)」に分類する。	用建築物と同一の分類とする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79. その他の生活関連サービス業」、「89. 自動車整備業」又は「90. 機械等修理業(別掲を除く)」に属する修理業用建築物及び再生業用建築物は、建築物用途分類においては中分類「65. その他のサービス業用建　築物」に分類する。 (6)　賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類するものとする。ただし、その用途を予想できないものについては、中分類「２３０　居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く)」又は「３３０　不動産業用建築物（駐車場業用を除く)」に分類する。
３　建築物の使途の決定方法 (1)　「大分類C．居住産業併用建築物」及び「大分類D．農林水産業用建築物」から「大分類R．他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に使途別に区分するに当たり、一つの棟の中に使途の異なる部分がある場合には、最大の床面積を占用している使途によって分類する。 (2)　賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される使途による。ただし、その使途を予想できないものについては、「９　その他」に分類する。	３　建築物の使途の決定方法 (1)　「大分類Ｂ１．居住農林水産業併用建築物」から「大分類Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物」までの居住産業併用建築物及び「大分類Ｃ１．農林水産業用建築物」から「大分類Ｃ１５．他に分類されない建築物」までの産業用建築物を更に使途別に区分するに当たり、一つの棟の中に使途の異なる部分がある場合には、最大の床面積を占用している使途によって分類する。 (2)　賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される使途による。ただし、その使途を予想できないものについては、「９　その他」に分類する。

第 二 章　分 類 項 目 表

１．大分類項目

Ａ．　居住専用住宅

Ｂ．　居住専用準住宅

Ｃ．　居住産業併用建築物

Ｄ．　農林水産業用建築物

Ｅ．　鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物

Ｆ．　製造業用建築物

第 二 章　分 類 項 目 表

１．大分類項目

Ａ０１．居住専用住宅

Ａ０２．居住専用準住宅

Ｂ０１．居住農林水産業併用建築物

Ｂ０２．居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物

Ｂ０３．居住製造業併用建築物

Ｂ０４．居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物

Ｂ０５．居住情報通信業併用建築物

Ｂ０６．居住運輸業併用建築物

Ｂ０７．居住卸売業，小売業併用建築物

Ｂ０８．居住金融業，保険業併用建築物

Ｂ０９．居住不動産業併用建築物

Ｂ１０．居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物

Ｂ１１．居住教育，学習支援業併用建築物

Ｂ１２．居住医療，福祉併用建築物

Ｂ１３．居住その他のサービス業併用建築物

Ｂ１４．居住公務併用建築物

Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物

Ｃ０１．農林水産業用建築物

Ｃ０２．鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物

Ｃ０３．製造業用建築物

Ｇ．　電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 **Ｈ．　情報通信業用建築物** **Ｉ．　運輸業用建築物** **Ｊ．　卸売業，小売業用建築物** **Ｋ．　金融業，保険業用建築物** **Ｌ．　不動産業用建築物** **Ｍ．　宿泊業，飲食サービス業用建築物** **Ｎ．　教育，学習支援業用建築物** **Ｏ．　医療，福祉用建築物** **Ｐ．　その他のサービス業用建築物** **Ｑ．　公務用建築物** **Ｒ．　他に分類されない建築物**	Ｃ０４．電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 Ｃ０５．情報通信業用建築物 Ｃ０６．運輸業用建築物 Ｃ０７．卸売業，小売業用建築物 Ｃ０８．金融業，保険業用建築物 Ｃ０９．不動産業用建築物 Ｃ１０．宿泊業，飲食サービス業用建築物 Ｃ１１．教育，学習支援業用建築物 Ｃ１２．医療，福祉用建築物 Ｃ１３．その他のサービス業用建築物 Ｃ１４．公務用建築物 Ｃ１５．他に分類されない建築物
２．中分類項目 **Ａ．居住専用住宅** ０１　居住専用住宅（附属建築物を除く） ０２　居住専用住宅附属建築物 **Ｂ．居住専用準住宅** ０３　寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く） ０４　居住専用準住宅附属建築物 ０５　その他の居住専用準住宅	２．中分類項目 Ａ０１．居住専用住宅 １０１　居住専用住宅（附属建築物を除く） １０２　居住専用住宅附属建築物 Ａ０２．居住専用準住宅 １０３　寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く） １０４　居住専用準住宅附属建築物 １０５　その他の居住専用準住宅

Ｃ．居住産業併用建築物	Ｂ０１．居住農林水産業併用建築物
１１　居住農林水産業併用建築物	２１１　居住農林水産業併用建築物
１２　居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物	Ｂ０２．居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物
１３　居住製造業併用建築物	２１２　居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物
１４　居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	２１３　居住建設業併用建築物
１５　居住情報通信業併用建築物	Ｂ０３．居住製造業併用建築物
１６　居住運輸業併用建築物	２１４　居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物
１７　居住卸売業，小売業併用建築物	２１５　居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物
１８　居住金融業，保険業併用建築物	２１６　居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物
１９　居住不動産業併用建築物	２１７　居住機械器具製造業併用建築物
２０　居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物	２１８　居住その他の製造業併用建築物
２１　居住医療，福祉併用建築物	Ｂ０４．居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物
２２　居住教育，学習支援業併用建築物	２１９　居住電気業併用建築物
２３　居住その他のサービス業併用建築物	２２０　居住ガス業併用建築物
２４　居住公務併用建築物	２２１　居住熱供給業併用建築物
２５　他に分類されない居住産業併用建築物	２２２　居住水道業併用建築物
	Ｂ０５．居住情報通信業併用建築物
	２２３　居住通信業併用建築物
	２２４　居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用建築物

	２２５　居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業，出版業用を除く） ２２６　居住新聞業，出版業併用建築物 Ｂ０６．居住運輸業併用建築物 ２２７　居住運輸業併用建築物 Ｂ０７．居住卸売業，小売業併用建築物 ２２８　居住卸売業，小売業併用建築物 Ｂ０８．居住金融業，保険業併用建築物 ２２９　居住金融業，保険業併用建築物 Ｂ０９．居住不動産業併用建築物 ２３０　居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く） ２３１　居住駐車場業併用建築物 Ｂ１０．居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物 ２３２　居住宿泊業併用建築物 ２３３　居住飲食サービス業併用建築物 Ｂ１１．居住教育，学習支援業併用建築物 ２３４　居住学校教育併用建築物 ２３５　居住社会教育併用建築物

	２３６　居住学習塾，教養・技能教授業併用建築物 ２３７　居住その他の教育，学習支援業併用建築物 Ｂ１２．居住医療，福祉併用建築物 ２３８　居住医療業，保健衛生併用建築物 ２３９　居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物 Ｂ１３．居住その他のサービス業併用建築物 ２４０　居住郵便局併用建築物 ２４１　居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物 ２４２　居住旅行業併用建築物 ２４３　居住娯楽業併用建築物 ２４４　居住宗教併用建築物 ２４５　居住その他のサービス業併用建築物 Ｂ１４．居住公務併用建築物 ２４６　居住公務併用建築物 Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物 ２９９　他に分類されない居住産業併用建築物
Ｄ．農林水産業用建築物 ３１　農林水産業用建築物	Ｃ０１．農林水産業用建築物 ３１１　農林水産業用建築物

E．鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物	Ｃ０２．鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物
３２　鉱業，採石業，砂利採取業用建築物	３１２　鉱業，採石業，砂利採取業用建築物
３３　建設業用建築物	３１３　建設業用建築物
F．製造業用建築物	Ｃ０３．製造業用建築物
３４　食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物	３１４　食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物
３５　化学工業，石油製品等製造業用建築物	３１５　化学工業，石油製品等製造業用建築物
３６　鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物	３１６　鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物
３７　機械器具製造業用建築物	３１７　機械器具製造業用建築物
３８　その他の製造業用建築物	３１８　その他の製造業用建築物
G．電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	Ｃ０４．電気・ガス・熱供給・水道業用建築物
３９　電気業用建築物	３１９　電気業用建築物
４０　ガス業用建築物	３２０　ガス業用建築物
４１　熱供給業用建築物	３２１　熱供給業用建築物
４２　水道業用建築物	３２２　水道業用建築物
H．情報通信業用建築物	Ｃ０５．情報通信業用建築物
４３　通信業用建築物	３２３　通信業用建築物
４４　放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物	３２４　放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物
４５　映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業，出版業用を除く）	３２５　映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業，出版業用を除く）

４６　新聞業，出版業用建築物	３２６　新聞業，出版業用建築物
Ｉ．運輸業用建築物	Ｃ０６．運輸業用建築物
４７　運輸業用建築物	３２７　運輸業用建築物
Ｊ．卸売業，小売業用建築物	Ｃ０７．卸売業，小売業用建築物
４８　卸売業，小売業用建築物	３２８　卸売業，小売業用建築物
Ｋ．金融業，保険業用建築物	Ｃ０８．金融業，保険業用建築物
４９　金融業，保険業用建築物	３２９　金融業，保険業用建築物
Ｌ．不動産業用建築物	Ｃ０９．不動産業用建築物
５０　不動産業用建築物（駐車場業用を除く）	３３０　不動産業用建築物（駐車場業用を除く）
５１　駐車場業用建築物	３３１　駐車場業用建築物
Ｍ．宿泊業，飲食サービス業用建築物	Ｃ１０．宿泊業，飲食サービス業用建築物
５２　宿泊業用建築物	３３２　宿泊業用建築物
５３　飲食サービス業用建築物	３３３　飲食サービス業用建築物
Ｎ．教育，学習支援業用建築物	Ｃ１１．教育，学習支援業用建築物
５４　学校教育用建築物	３３４　学校教育用建築物
５５　社会教育用建築物	３３５　社会教育用建築物
５６　学習塾，教養・技能教授業用建築物	３３６　学習塾，教養・技能教授業用建築物
５７　その他の教育，学習支援業用建築物	３３７　その他の教育，学習支援業用建築物

O．医療，福祉用建築物	Ｃ１２．医療，福祉用建築物
５８　医療業，保健衛生用建築物	３３８　医療業，保健衛生用建築物
５９　社会保険・社会福祉・介護事業用建築物	３３９　社会保険・社会福祉・介護事業用建築物
P．その他のサービス業用建築物	Ｃ１３．その他のサービス業用建築物
６０　郵便局用建築物	３４０　郵便局用建築物
６１　学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物	３４１　学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物
６２　旅行業用建築物	３４２　旅行業用建築物
６３　娯楽業用建築物	３４３　娯楽業用建築物
６４　宗教用建築物	３４４　宗教用建築物
６５　その他のサービス業用建築物	３４５　その他のサービス業用建築物
Q．公務用建築物	Ｃ１４．公務用建築物
６６　公務用建築物	３４６　公務用建築物
R．他に分類されない建築物	Ｃ１５．他に分類されない建築物
９９　他に分類されない建築物	３９９　他に分類されない建築物
３．使途区分項目	３．使途区分項目
１　事務所	１　事務所
２　店舗	２　店舗
３　工場及び作業場	３　工場及び作業場

4　倉庫 5　学校の校舎 6　病院・診療所 9　その他	4　倉庫 5　学校の校舎 6　病院・診療所 9　その他
大分類　A．居住専用住宅 総　　説 居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 019　　居住専用住宅（附属建築物を除く） 029　　居住専用住宅附属建築物 物置、土蔵などの居住専用住宅の附属建築物をいう。	**大分類　Ａ０１．居住専用住宅** 総　　説 居住専用住宅とは、家計を一つにする者が独立して居住する用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 1019　　居住専用住宅（附属建築物を除く） 1029　　居住専用住宅附属建築物 物置、土蔵などの居住専用住宅の附属建築物をいう。
大分類　B．居住専用準住宅 総　　説 居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。	**大分類　Ａ０２．居住専用準住宅** 総　　説 居住専用準住宅とは、一人で独立して家計を維持する者の集まりが居住する用に供される建築物で、個々の炊事施設を有しない建築物をいう。

建築物用途分類による番号 039　寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く） 049　居住専用準住宅附属建築物 物置、別棟の便所などの寮、寄宿舎、合宿所等の附属建築物をいう。 059　その他の居住専用準住宅 前項の各項のいずれにも分類されない居住専用準住宅をいう。	建築物用途分類による番号 1039　寮、寄宿舎、合宿所（附属建築物を除く） 1049　居住専用準住宅附属建築物 物置、別棟の便所などの寮、寄宿舎、合宿所等の附属建築物をいう。 1059　その他の居住専用準住宅 前項の各項のいずれにも分類されない居住専用準住宅をいう。
大分類　C．居住産業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上である建築物をいう。 建築物用途分類による番号 11　居住農林水産業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 111　居住農林水産業併用事務所 112　居住農林水産業併用店舗	**大分類　B０１．居住農林水産業併用建築物** 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 211　居住農林水産業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2111　居住農林水産業併用事務所 2112　居住農林水産業併用店舗

113　居住農林水産業併用工場及び作業場 114　居住農林水産業併用倉庫 119　その他の居住農林水産業併用建築物	2113　居住農林水産業併用工場及び作業場 2114　居住農林水産業併用倉庫 2119　その他の居住農林水産業併用建築物
	大分類　Ｂ０２．居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20％以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｃ．鉱業，採石業，砂利採取業」又は「Ｄ．建設業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号
12　居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｃ．鉱業，採石業，砂利採取業」又は「Ｄ．建設業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	212　居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｃ．鉱業，採石業，砂利採取業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
121　居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用事務所	2121　居住鉱業，採石業，砂利採取業併用事務所
122　居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用店舗	2122　居住鉱業，採石業，砂利採取業併用店舗
123　居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用工場及び作業場	2123　居住鉱業，採石業，砂利採取業併用工場及び作業場
124　居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用倉庫	2124　居住鉱業，採石業，砂利採取業併用倉庫

129　　その他の居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物	2129　その他の居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物 213　居住建設業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「06．総合工事業」、「07．職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08．設備工事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2131　居住建設業併用事務所 2132　居住建設業併用店舗 2133　居住建設業併用工場及び作業場 2134　居住建設業併用倉庫 2139　その他の居住建設業併用建築物
	大分類　Ｂ０３．居住製造業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｅ．製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79．その他の生活関連サービス業」、「89．自動車整備業」又は「90．機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。

13　居住製造業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「E．製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79．その他の生活関連サービス業」、「89．自動車整備業」又は「90．機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）。 131　居住製造業併用事務所 132　居住製造業併用店舗 133　居住製造業併用工場及び作業場 134　居住製造業併用倉庫 139　その他の居住製造業併用建築物	建築物用途分類による番号 214　居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「09．食料品製造業」、「10．飲料・たばこ・飼料製造業」、「11．繊維工業」、「12．木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13．家具・装備品製造業」、「14．パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15．印刷・同関連業」、「18．プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21．窯業・土石製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2141　居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用事務所 2142　居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用店舗 2143　居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用工場及び作業場 2144　居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用倉庫 2149　その他の居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物 215　居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「16．化学工業」又は「17．石油製品・石炭製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2151　居住化学工業，石油製品等製造業併用事務所 2152　居住化学工業，石油製品等製造業併用店舗 2153　居住化学工業，石油製品等製造業併用工場及び作業場 2154　居住化学工業，石油製品等製造業併用倉庫

	2159　その他の居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物 216　居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「22．鉄鋼業」、「23．非鉄金属製造業」又は「24．金属製品製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2161　居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用事務所 2162　居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用店舗 2163　居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用工場及び作業場 2164　居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用倉庫 2169　その他の居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物 217　居住機械器具製造業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「25．はん用機械器具製造業」、「26．生産用機械器具製造業」、「27．業務用機械器具製造業」、「28．電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29．電気機械器具製造業」、「30．情報通信機械器具製造業」又は「31．輸送用機械器具製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2171　居住機械器具製造業併用事務所 2172　居住機械器具製造業併用店舗 2173　居住機械器具製造業併用工場及び作業場

	2174　居住機械器具製造業併用倉庫 2179　その他の居住機械器具製造業併用建築物 218　居住その他の製造業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「19．ゴム製品製造業」、「20．なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32．その他の製造業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2181　居住その他の製造業併用事務所 2182　居住その他の製造業併用店舗 2183　居住その他の製造業併用工場及び作業場 2184　居住その他の製造業併用倉庫 2189　他に分類されない居住製造業併用建築物
	大分類　Ｂ０４．居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｆ．電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

14　居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｆ．電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 141　居住電気・ガス・熱供給・水道業併用事務所 142　居住電気・ガス・熱供給・水道業併用店舗 143　居住電気・ガス・熱供給・水道業併用工場及び作業場 144　居住電気・ガス・熱供給・水道業併用倉庫 149　その他の居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	建築物用途分類による番号 219　居住電気業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「33．電気業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2191　居住電気業併用事務所 2192　居住電気業併用店舗 2193　居住電気業併用工場及び作業場 2194　居住電気業併用倉庫 2199　その他の居住電気業併用建築物 220　居住ガス業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「34．ガス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2201　居住ガス業併用事務所 2202　居住ガス業併用店舗 2203　居住ガス業併用工場及び作業場 2204　居住ガス業併用倉庫 2209　その他の居住ガス業併用建築物 221　居住熱供給業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「35．熱供給業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2211　居住熱供給業併用事務所

	2212　居住熱供給業併用店舗 2213　居住熱供給業併用工場及び作業場 2214　居住熱供給業併用倉庫 2219　その他の居住熱供給業併用建築物 222　居住水道業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「36．水道業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2221　居住水道業併用事務所 2222　居住水道業併用店舗 2223　居住水道業併用工場及び作業場 2224　居住水道業併用倉庫 2229　その他の居住水道業併用建築物
	大分類　Ｂ０５．居住情報通信業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「G．情報通信業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号

15　居住情報通信業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「G．情報通信業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 151　居住情報通信業併用事務所 152　居住情報通信業併用店舗 153　居住情報通信業併用工場及び作業場 154　居住情報通信業併用倉庫 159　その他の居住情報通信業併用建築物	223　居住通信業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「37．通信業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2231　居住通信業併用事務所 2232　居住通信業併用店舗 2233　居住通信業併用工場及び作業場 2234　居住通信業併用倉庫 2239　その他の居住通信業併用建築物 224　居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「38．放送業」、「39．情報サービス業」又は「40．インターネット附随サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2241　居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用事務所 2242　居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用店舗 2243　居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用工場及び作業場 2244　居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用倉庫 2249　その他の居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サ

	ービス業併用建築物 225　居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物（新聞業，出版業用を除く） 日本標準産業分類の中分類「41．映像・音声・文字情報制作業（小分類「413．新聞業」、「414．出版業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2251　居住映像・音声・文字情報制作業併用事務所 2252　居住映像・音声・文字情報制作業併用店舗 2253　居住映像・音声・文字情報制作業併用工場及び作業場 2254　居住映像・音声・文字情報制作業併用倉庫 2259　その他の居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物 226　居住新聞業，出版業併用建築物 日本標準産業分類の小分類「413．新聞業」又は「414．出版業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2261　居住新聞業，出版業併用事務所 2262　居住新聞業，出版業併用店舗 2263　居住新聞業，出版業併用工場及び作業場 2264　居住新聞業，出版業併用倉庫 2269　その他の居住新聞業，出版業併用建築物

16　居住運輸業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「H．運輸業，郵便業（中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 161　居住運輸業併用事務所 162　居住運輸業併用店舗 163　居住運輸業併用工場及び作業場 164　居住運輸業併用倉庫 169　その他の居住運輸業併用建築物	**大分類　Ｂ０６．居住運輸業併用建築物** 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H．運輸業，郵便業（中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 227　居住運輸業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「42．鉄道業」、「43．道路旅客運送業」、「44．道路貨物運送業」、「45．水運業」、「46．航空運輸業」、「47．倉庫業」又は「48.運輸に附帯するサービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2271　居住運輸業併用事務所 2272　居住運輸業併用店舗 2273　居住運輸業併用工場及び作業場 2274　居住運輸業併用倉庫 2279　その他の居住運輸業併用建築物
	大分類　Ｂ０７．居住卸売業，小売業併用建築物

17　　居住卸売業，小売業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 171　　居住卸売業，小売業併用事務所 172　　居住卸売業，小売業併用店舗 173　　居住卸売業，小売業併用工場及び作業場 174　　居住卸売業，小売業併用倉庫 179　　その他の居住卸売業，小売業併用建築物	総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 228　　居住卸売業，小売業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2281　　居住卸売業，小売業併用事務所 2282　　居住卸売業，小売業併用店舗 2283　　居住卸売業，小売業併用工場及び作業場 2284　　居住卸売業，小売業併用倉庫 2289　　その他の居住卸売業，小売業併用建築物
	大分類　Ｂ０８．居住金融業，保険業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物

		で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｊ．金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号
18	居住金融業，保険業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｊ．金融業，保険業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	229　居住金融業，保険業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｊ．金融業，保険業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
181	居住金融業，保険業併用事務所	2291　居住金融業，保険業併用事務所
182	居住金融業，保険業併用店舗	2292　居住金融業，保険業併用店舗
183	居住金融業，保険業併用工場及び作業場	2293　居住金融業，保険業併用工場及び作業場
184	居住金融業，保険業併用倉庫	2294　居住金融業，保険業併用倉庫
189	その他の居住金融業，保険業併用建築物	2299　その他の居住金融業，保険業併用建築物
		大分類　Ｂ０９．居住不動産業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「K．不動産業，物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号
19	居住不動産業併用建築物	230　居住不動産業併用建築物（駐車場業用を除く）

日本標準産業分類の大分類「K．不動産業，物品賃貸業（中分類「70．物品賃貸業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 191　居住不動産業併用事務所 192　居住不動産業併用店舗 193　居住不動産業併用工場及び作業場 194　居住不動産業併用倉庫 199　その他の居住不動産業併用建築物	日本標準産業分類の中分類「68．不動産取引業」又は「69．不動産賃貸業・管理業（小分類「693.駐車場業」を除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。 2301　居住不動産業併用事務所 2302　居住不動産業併用店舗 2303　居住不動産業併用工場及び作業場 2304　居住不動産業併用倉庫 2309　その他の居住不動産業併用建築物 231　居住駐車場業併用建築物 日本標準産業分類の小分類「693．駐車場業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2311　居住駐車場業併用事務所 2312　居住駐車場業併用店舗 2313　居住駐車場業併用工場及び作業場 2314　居住駐車場業併用倉庫 2319　その他の居住駐車場業併用建築物
	大分類　Ｂ１０．居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物 総　　説

	産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「M．宿泊業，飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。
	建築物用途分類による番号
20　居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「M．宿泊業，飲食サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	232　居住宿泊業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「75．宿泊業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。
201　居住宿泊業，飲食サービス業併用事務所	2321　居住宿泊業併用事務所
202　居住宿泊業，飲食サービス業併用店舗	2322　居住宿泊業併用店舗
203　居住宿泊業，飲食サービス業併用工場及び作業場	2323　居住宿泊業併用工場及び作業場
204　居住宿泊業，飲食サービス業併用倉庫	2324　居住宿泊業併用倉庫
209　その他の居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物	2329　その他の居住宿泊業併用建築物
	233　居住飲食サービス業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「76．飲食店」又は「77．持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く）
	2331　居住飲食サービス業併用事務所

	2332　居住飲食サービス業併用店舗 2333　居住飲食サービス業併用工場及び作業場 2334　居住飲食サービス業併用倉庫 2339　その他の居住飲食サービス業併用建築物
	大分類　Ｂ１２．居住医療，福祉併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｐ．医療，福祉」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号
21　居住医療，福祉併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｐ．医療，福祉」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	238　居住医療業，保健衛生併用建築物 日本標準産業分類の中分類「83．医療業」又は「84．保健衛生」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
211　居住医療，福祉併用事務所	2381　居住医療業，保健衛生併用事務所
212　居住医療，福祉併用店舗	2382　居住医療業，保健衛生併用店舗
213　居住医療，福祉併用工場及び作業場	2383　居住医療業，保健衛生併用工場及び作業場
214　居住医療，福祉併用倉庫	2384　居住医療業，保健衛生併用倉庫
216　居住医療，福祉併用病院・診療所	2386　居住医療業，保健衛生併用病院・診療所
219　その他の居住医療，福祉併用建築物	2389　その他の居住医療業，保健衛生併用建築物

	239　居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「85．社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2391　居住社会保険・社会福祉・介護事業併用事務所 2392　居住社会保険・社会福祉・介護事業併用店舗 2393　居住社会保険・社会福祉・介護事業併用工場及び作業場 2394　居住社会保険・社会福祉・介護事業併用倉庫 2399　その他の居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物
22　居住教育，学習支援業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「O．教育，学習支援業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。	**大分類　B１１．居住教育，学習支援業併用建築物** 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「O．教育，学習支援業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 234　居住学校教育併用建築物 日本標準産業分類の中分類「81．学校教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2341　居住学校教育併用事務所

221　居住教育，学習支援業併用事務所	2342　居住学校教育併用店舗
222　居住教育，学習支援業併用店舗	2343　居住学校教育併用工場及び作業場
223　居住教育，学習支援業併用工場及び作業場	2344　居住学校教育併用倉庫
224　居住教育，学習支援業併用倉庫	2345　居住学校教育併用学校の校舎
225　居住教育，学習支援業併用学校の校舎	2349　その他の居住学校教育併用建築物
229　その他の居住教育，学習支援業併用建築物	
	235　居住社会教育併用建築物 日本標準産業分類の小分類「821．社会教育」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。（図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む）
	2351　居住社会教育併用事務所
	2352　居住社会教育併用店舗
	2353　居住社会教育併用工場及び作業場
	2354　居住社会教育併用倉庫
	2359　その他の居住社会教育併用建築物
	236　居住学習塾，教養・技能教授業併用建築物 日本標準産業分類の小分類「823．学習塾」又は「824．教養・技能教授業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
	2361　居住学習塾，教養・技能教授併用事務所
	2362　居住学習塾，教養・技能教授併用店舗
	2363　居住学習塾，教養・技能教授併用工場及び作業場
	2364　居住学習塾，教養・技能教授併用倉庫

	2369　その他の居住学習塾，教養・技能教授併用建築物 237　居住その他の教育，学習支援業併用建築物 日本標準産業分類の小分類「822．職業・教育支援施設」又は「829．他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2371　居住その他の教育，学習支援業併用事務所 2372　居住その他の教育，学習支援業併用店舗 2373　居住その他の教育，学習支援業併用工場及び作業場 2374　居住その他の教育，学習支援業併用倉庫 2379　他に分類されない居住教育，学習支援業併用建築物
	大分類　Ｂ１３．居住その他のサービス業併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「H．運輸業，郵便業」のうち中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」、「K．不動産業，物品賃貸業」のうち中分類「70．物品賃貸業」、「L．学術研究，専門・技術サービス業」、「N．生活関連サービス業，娯楽業」、「Q．複合サービス事業又は「R．サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。

23　居住その他のサービス業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「K．不動産業，物品賃貸業」のうち中分類「70．物品賃貸業」、「L．学術研究，専門・技術サービス業」、「N．生活関連サービス業，娯楽業」、「Q．複合サービス事業」又は「R．サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 231　居住その他のサービス業併用事務所 232　居住その他のサービス業併用店舗 233　居住その他のサービス業併用工場及び作業場 234　居住その他のサービス業併用倉庫 239　その他の居住その他のサービス業併用建築物	建築物用途分類による番号 240　居住郵便局併用建築物 日本標準産業分類の中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」又は「86．郵便局」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2401　居住郵便局併用事務所 2402　居住郵便局併用店舗 2403　居住郵便局併用工場及び作業場 2404　居住郵便局併用倉庫 2409　その他の居住郵便局併用建築物 241　居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物 日本標準産業分類の中分類「71．学術・開発研究機関」又は「93．政治・経済・文化団体」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2411　居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用事務所 2412　居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用店舗 2413　居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用工場及び作業場 2414　居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用倉庫 2419　その他の居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物 242　居住旅行業併用建築物

	日本標準産業分類の小分類「791．旅行業」 の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
	2421　居住旅行業併用事務所
	2422　居住旅行業併用店舗
	2423　居住旅行業併用工場及び作業場
	2424　居住旅行業併用倉庫
	2429　その他の居住旅行業併用建築物
	243　居住娯楽業併用建築物
	日本標準産業分類の中分類「80．娯楽業」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
	2431　居住娯楽業併用事務所
	2432　居住娯楽業併用店舗
	2433　居住娯楽業併用工場及び作業場
	2434　居住娯楽業併用倉庫
	2439　その他の居住娯楽業併用建築物
	244　居住宗教併用建築物
	日本標準産業分類の中分類「94．宗教」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。
	2441　居住宗教併用事務所
	2442　居住宗教併用店舗
	2443　居住宗教併用工場及び作業場
	2444　居住宗教併用倉庫

	2449　その他の居住宗教併用建築物 245　居住その他のサービス業併用建築物 日本標準産業分類の中分類「70.物品賃貸業」、「72．専門サービス業」、「73.広告業」、「74．技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78．洗濯・理容・美容・浴場業」、「79．その他の生活関連サービス業」、「87．協同組合（他に分類されないもの）」、「88．廃棄物処理業」、「89．自動車整備業」、「90．機械等修理業（別掲を除く）」、「91．職業紹介・労働者派遣業」、「92.その他の事業サービス業」、「95.その他のサービス業」又は「96.外国公務」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2451　居住その他のサービス業併用事務所 2452　居住その他のサービス業併用店舗 2453　居住その他のサービス業併用工場及び作業場 2454　居住その他のサービス業併用倉庫 2459　他に分類されない居住その他のサービス業併用建築物
	大分類　Ｂ１４．居住公務併用建築物 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が日本標準産業分類の大分類「Ｓ．公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される建築物をいう。

24　　居住公務併用建築物 　日本標準産業分類の大分類「Ｓ．公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 241　　居住公務併用事務所 242　　居住公務併用店舗 243　　居住公務併用工場及び作業場 244　　居住公務併用倉庫 249　　その他の居住公務併用建築物	建築物用途分類による番号 246　　居住公務併用建築物 　日本標準産業分類の大分類「Ｓ．公務（他に分類されるものを除く）」の用に供される部分が居住の用に供される部分と結合している建築物をいう。 2461　　居住公務併用事務所 2462　　居住公務併用店舗 2463　　居住公務併用工場及び作業場 2464　　居住公務併用倉庫 2469　　その他の居住公務併用建築物
25　　他に分類されない居住産業併用建築物 　居住産業併用建築物で前掲の各項のいずれにも分類されない	**大分類　Ｂ１５．他に分類されない居住産業併用建築物** 総　　説 産業の用に供される部分と居住の用に供される部分が結合した建築物で、居住の用に供される部分の床面積が延べ面積の 20%以上であり、産業の用に供される部分が前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 建築物用途分類による番号 299　　他に分類されない居住産業併用建築物 　居住産業併用建築物で前掲の各項のいずれにも分類されない

ものをいう。 259　他に分類されないその他の居住産業併用建築物	建築物をいう。 2999　他に分類されないその他の居住産業併用建築物
大分類　D．農林水産業用建築物 総　説 日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 31　農林水産業用建築物 日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される建築物をいう。 311　農林水産業用事務所 312　農林水産業用店舗 313　農林水産業用工場及び作業場 314　農林水産業用倉庫 319　その他の農林水産業用建築物	**大分類　C０１．農林水産業用建築物** 総　説 日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 311　農林水産業用建築物 日本標準産業分類の大分類「A．農業，林業」又は「B．漁業」の用に供される建築物をいう。 3111　農林水産業用事務所 3112　農林水産業用店舗 3113　農林水産業用工場及び作業場 3114　農林水産業用倉庫 3119　その他の農林水産業用建築物
大分類　E．鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物 総　説	**大分類　C０２．鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物** 総　説

日本標準産業分類の大分類「C．鉱業，採石業，砂利採取業」又は「D．建設業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 32　鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 日本標準産業分類の中分類「05．鉱業，採石業，砂利採取業」の用に供される建築物をいう。 321　鉱業，採石業，砂利採取業用事務所 322　鉱業，採石業，砂利採取業用店舗 323　鉱業，採石業，砂利採取業用工場及び作業場 324　鉱業，採石業，砂利採取業用倉庫 329　その他の鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 33　建設業用建築物 日本標準産業分類の中分類「06．総合工事業」、「07．職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08．設備工事業」の用に供される建築物をいう。 331　建設業用事務所 332　建設業用店舗 333　建設業用工場及び作業場 334　建設業用倉庫 339　その他の建設業用建築物	日本標準産業分類の大分類「C．鉱業，採石業，砂利採取業」又は「D．建設業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 312　鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 日本標準産業分類の中分類「05．鉱業，採石業，砂利採取業」の用に供される建築物をいう。 3121　鉱業，採石業，砂利採取業用事務所 3122　鉱業，採石業，砂利採取業用店舗 3123　鉱業，採石業，砂利採取業用工場及び作業場 3124　鉱業，採石業，砂利採取業用倉庫 3129　その他の鉱業，採石業，砂利採取業用建築物 313　建設業用建築物 日本標準産業分類の中分類「06．総合工事業」、「07．職別工事業（設備工事業を除く）」又は「08．設備工事業」の用に供される建築物をいう。 3131　建設業用事務所 3132　建設業用店舗 3133　建設業用工場及び作業場 3134　建設業用倉庫 3139　その他の建設業用建築物

大分類　Ｆ．製造業用建築物	大分類　Ｃ０３．製造業用建築物
総　　説	総　　説
日本標準産業分類の大分類「Ｅ．製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79．その他の生活関連サービス業」、「89．自動車整備業」又は「90．機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）	日本標準産業分類の大分類「Ｅ．製造業」の用に供される建築物をいう。（各々その取り扱う物品の修理業又は再生業を含むものとする。ただし、日本標準産業分類の中分類「79．その他の生活関連サービス業」、「89．自動車整備業」又は「90．機械等修理業（別掲を除く）」に属する修理業又は再生業を除く）
建築物用途分類による番号	建築物用途分類による番号
34　食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「09．食料品製造業」、「10．飲料・たばこ・飼料製造業」、「11．繊維工業」、「12．木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13．家具・装備品製造業」、「14．パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15．印刷・同関連業」、「18．プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21．窯業・土石製品製造業」の用に供される建築物をいう。	314　食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「09．食料品製造業」、「10．飲料・たばこ・飼料製造業」、「11．繊維工業」、「12．木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13．家具・装備品製造業」、「14．パルプ・紙・紙加工品製造業」、「15．印刷・同関連業」、「18．プラスチック製品製造業（別掲を除く）」又は「21．窯業・土石製品製造業」の用に供される建築物をいう。
341　食料，繊維，木材・木製品等製造業用事務所	3141　食料，繊維，木材・木製品等製造業用事務所
342　食料，繊維，木材・木製品等製造業用店舗	3142　食料，繊維，木材・木製品等製造業用店舗
343　食料，繊維，木材・木製品等製造業用工場及び作業場	3143　食料，繊維，木材・木製品等製造業用工場及び作業場
344　食料，繊維，木材・木製品等製造業用倉庫	3144　食料，繊維，木材・木製品等製造業用倉庫
349　その他の食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物	3149　その他の食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物

35	化学工業，石油製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「16．化学工業」又は「17．石油製品・石炭製品製造業」の用に供される建築物をいう。	315	化学工業，石油製品等製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「16．化学工業」又は「17．石油製品・石炭製品製造業」の用に供される建築物をいう。
351	化学工業，石油製品等製造業用事務所	3151	化学工業，石油製品等製造業用事務所
352	化学工業，石油製品等製造業用店舗	3152	化学工業，石油製品等製造業用店舗
353	化学工業，石油製品等製造業用工場及び作業場	3153	化学工業，石油製品等製造業用工場及び作業場
354	化学工業，石油製品等製造業用倉庫	3154	化学工業，石油製品等製造業用倉庫
359	その他の化学工業，石油製品等製造業用建築物	3159	その他の化学工業，石油製品等製造業用建築物
36	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「22．鉄鋼業」、「23．非鉄金属製造業」又は「24．金属製品製造業」の用に供される建築物をいう。	316	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「22．鉄鋼業」、「23．非鉄金属製造業」又は「24．金属製品製造業」の用に供される建築物をいう。
361	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用事務所	3161	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用事務所
362	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用店舗	3162	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用店舗
363	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用工場及び作業場	3163	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用工場及び作業場
364	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用倉庫	3164	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用倉庫
369	その他の鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物	3169	その他の鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物
37	機械器具製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「25．はん用機械器具製造業」、「26．生産用機械器具製造業」、「27．業務用機械器具製造業」、「28．電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29．電気機械器具製造業」、「30．情報通信機械器具製造業」又は「31．輸送用機械器具製造業」の用に供される建築物をいう。	317	居住機械器具製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「25．はん用機械器具製造業」、「26．生産用機械器具製造業」、「27．業務用機械器具製造業」、「28．電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「29．電気機械器具製造業」、「30．情報通信機械器具製造業」又は「31．輸送用機械

371　機械器具製造業用事務所 372　機械器具製造業用店舗 373　機械器具製造業用工場及び作業場 374　機械器具製造業用倉庫 379　その他の機械器具製造業用建築物 38.　その他の製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「19．ゴム製品製造業」、「20．なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32．その他の製造業」の用に供される建築物をいう。 381　その他の製造業用事務所 382　その他の製造業用店舗 383　その他の製造業用工場及び作業場 384　その他の製造業用倉庫 389　他に分類されない製造業用建築物	器具製造業」の用に供される建築物をいう。 3171　機械器具製造業用事務所 3172　機械器具製造業用店舗 3173　機械器具製造業用工場及び作業場 3174　機械器具製造業用倉庫 3179　その他の機械器具製造業用建築物 318　その他の製造業用建築物 日本標準産業分類の中分類「19．ゴム製品製造業」、「20．なめし革・同製品・毛皮製造業」又は「32．その他の製造業」の用に供される建築物をいう。 3181　その他の製造業用事務所 3182　その他の製造業用店舗 3183　その他の製造業用工場及び作業場 3184　その他の製造業用倉庫 3189　他に分類されない製造業用建築物
大分類　G．電気・ガス・熱供給・水道業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「F．電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。	**大分類　C０４．電気・ガス・熱供給・水道業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「F．電気・ガス・熱供給・水道業」の用に供される建築物をいう。

建築物用途分類による番号		建築物用途分類による番号	
39	電気業用建築物 日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される建築物をいう。	319	電気業用建築物 日本標準産業分類の中分類「33. 電気業」の用に供される建築物をいう。
391	電気業用事務所	3191	電気業用事務所
392	電気業用店舗	3192	電気業用店舗
393	電気業用工場及び作業場	3193	電気業用工場及び作業場
394	電気業用倉庫	3194	電気業用倉庫
399	その他の電気業用建築物	3199	その他の電気業用建築物
40	ガス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される建築物をいう。	320	ガス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「34. ガス業」の用に供される建築物をいう。
401	ガス業用事務所	3201	ガス業用事務所
402	ガス業用店舗	3202	ガス業用店舗
403	ガス業用工場及び作業場	3203	ガス業用工場及び作業場
404	ガス業用倉庫	3204	ガス業用倉庫
409	その他のガス業用建築物	3209	その他のガス業用建築物
41	熱供給業用建築物 日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される建築物をいう。	321	熱供給業用建築物 日本標準産業分類の中分類「35. 熱供給業」の用に供される建築物をいう。
411	熱供給業用事務所	3211	熱供給業用事務所
412	熱供給業用店舗	3212	熱供給業用店舗

413　熱供給業用工場及び作業場 414　熱供給業用倉庫 419　その他の熱供給業用建築物 42　水道業用建築物 日本標準産業分類の中分類「36．水道業」の用に供される建築物をいう。 421　水道業用事務所 422　水道業用店舗 423　水道業用工場及び作業場 424　水道業用倉庫 429　その他の水道業用建築物	3213　熱供給業用工場及び作業場 3214　熱供給業用倉庫 3219　その他の熱供給業用建築物 322　水道業用建築物 日本標準産業分類の中分類「36．水道業」の用に供される建築物をいう。 3221　水道業用事務所 3222　水道業用店舗 3223　水道業用工場及び作業場 3224　水道業用倉庫 3229　その他の水道業用建築物
大分類　H．情報通信業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「G．情報通信業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 43　通信業用建築物 日本標準産業分類の中分類「37．通信業」の用に供される建築物をいう。	**大分類　C０５．情報通信業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「G．情報通信業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 323　通信業用建築物 日本標準産業分類の中分類「37．通信業」の用に供される建築物をいう。

431	通信業用事務所	3231	通信業用事務所
432	通信業用店舗	3232	通信業用店舗
433	通信業用工場及び作業場	3233	通信業用工場及び作業場
434	通信業用倉庫	3234	通信業用倉庫
439	その他の通信業用建築物	3239	その他の通信業用建築物
44	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「38．放送業」、「39．情報サービス業」又は「40．インターネット附随サービス業」の用に供される建築物をいう。	324	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「38．放送業」、「39．情報サービス業」又は「40．インターネット附随サービス業」の用に供される建築物をいう。
441	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用事務所	3241	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用事務所
442	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用店舗	3242	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用店舗
443	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用工場及び作業場	3243	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用工場及び作業場
444	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用倉庫	3244	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用倉庫
449	その他の放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物	3249	その他の放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物
45	映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業，出版業用を除く）	325	映像・音声・文字情報制作業用建築物（新聞業，出版業用を除く） 日本標準産業分類の中分類「41．映像・音声・文字情報制作業

日本標準産業分類の中分類「41. 映像・音声・文字情報制作業（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される建築物をいう。	（小分類「413. 新聞業」、「414. 出版業」を除く）」の用に供される建築物をいう。
451 映像・音声・文字情報制作業用事務所	3251 映像・音声・文字情報制作業用事務所
452 映像・音声・文字情報制作業用店舗	3252 映像・音声・文字情報制作用店舗
453 映像・音声・文字情報制作業用工場及び作業場	3253 映像・音声・文字情報制作業用工場及び作業場
454 映像・音声・文字情報制作業用倉庫	3254 映像・音声・文字情報制作業用倉庫
459 その他の映像・音声・文字情報制作業用建築物	3259 その他の映像・音声・文字情報制作業用建築物
46 新聞業，出版業用建築物 日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される建築物をいう。	326 新聞業，出版業用建築物 日本標準産業分類の小分類「413. 新聞業」又は「414. 出版業」の用に供される建築物をいう。
461 新聞業，出版業用事務所	3261 新聞業，出版業用事務所
462 新聞業，出版業用店舗	3262 新聞業，出版業用店舗
463 新聞業，出版業用工場及び作業場	3263 新聞業，出版業用工場及び作業場
464 新聞業，出版業用倉庫	3264 新聞業，出版業用倉庫
469 その他の新聞業，出版業用建築物	3269 その他の新聞業，出版業用建築物
大分類　Ⅰ．運輸業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。	**大分類　Ｃ０６．運輸業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「H. 運輸業，郵便業（中分類「49. 郵便業（信書便事業を含む）」を除く）」の用に供される建築物をいう。

建築物用途分類による番号 47　運輸業用建築物 日本標準産業分類の中分類「42．鉄道業」、「43．道路旅客運送業」、「44．道路貨物運送業」、「45．水運業」、「46．航空運輸業」、「47．倉庫業」又は「48．運輸に附帯するサービス業」の用に供される建築物をいう。 471　運輸業用事務所 472　運輸業用店舗 473　運輸業用工場及び作業場 474　運輸業用倉庫 479　その他の運輸業用建築物	建築物用途分類による番号 327　運輸業用建築物 日本標準産業分類の中分類「42．鉄道業」、「43．道路旅客運送業」、「44．道路貨物運送業」、「45．水運業」、「46．航空運輸業」、「47．倉庫業」又は「48．運輸に附帯するサービス業」の用に供される建築物をいう。 3271　運輸業用事務所 3272　運輸業用店舗 3273　運輸業用工場及び作業場 3274　運輸業用倉庫 3279　その他の運輸業用建築物
大分類　Ｊ．卸売業，小売業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 48　卸売業，小売業用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供	**大分類　Ｃ０７．卸売業，小売業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 328　卸売業，小売業併用建築物 日本標準産業分類の大分類「Ｉ．卸売業，小売業」の用に供さ

される建築物をいう。 481　卸売業，小売業用事務所 482　卸売業，小売業用店舗 483　卸売業，小売業用工場及び作業場 484　卸売業，小売業用倉庫 489　その他の卸売業，小売業用建築物	れる建築物をいう。 3281　卸売業，小売業用事務所 3282　卸売業，小売業用店舗 3283　卸売業，小売業用工場及び作業場 3284　卸売業，小売業用倉庫 3289　その他の卸売業，小売業用建築物
大分類　K．金融業，保険業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「J．金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 49　金融業，保険業用建築物 日本標準産業分類の大分類「J．金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 491　金融業，保険業用事務所 492　金融業，保険業用店舗 493　金融業，保険業用工場及び作業場 494　金融業，保険業用倉庫 499　その他の金融業，保険業用建築物	**大分類　C０８．金融業，保険業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「J．金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 329　金融業，保険業用建築物 日本標準産業分類の大分類「J．金融業，保険業」の用に供される建築物をいう。 3291　金融業，保険業用事務所 3292　金融業，保険業用店舗 3293　金融業，保険業用工場及び作業場 3294　金融業，保険業用倉庫 3299　その他の金融業，保険業用建築物

大分類　Ｌ．不動産業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「Ｋ．不動産業，物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 50　不動産業用建築物（駐車場業用を除く） 日本標準産業分類の中分類「68．不動産取引業」又は「69．不動産賃貸業・管理業（小分類「693．駐車場業」を除く）」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。 501　不動産業用事務所 502　不動産業用店舗 503　不動産業用工場及び作業場 504　不動産業用倉庫 509　その他の不動産業用建築物 51　駐車場業用建築物 日本標準産業分類の小分類「693．駐車場業」 の用に供される建築物をいう。	**大分類　Ｃ０９．不動産業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「Ｋ．不動産業，物品賃貸業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 330　不動産業用建築物（駐車場業用を除く） 日本標準産業分類の中分類「68．不動産取引業」又は「69．不動産賃貸業・管理業（小分類「693．駐車場業」を除く）」の用に供される建築物をいう。賃貸用建築物（貸家、貸ビルなど）は、実際に使用される用途によって分類する。ただし、その用途を予想できないものについては本分類に含める。 3301　不動産業用事務所 3302　不動産業用店舗 3303　不動産業用工場及び作業場 3304　不動産業用倉庫 3309　その他の不動産業用建築物 331　駐車場業用建築物 日本標準産業分類の小分類「693．駐車場業」 の用に供される建築物をいう。

511　駐車場業用事務所 512　駐車場業用店舗 513　駐車場業用工場及び作業場 514　駐車場業用倉庫 519　その他の駐車場業用建築物	3311　駐車場業用事務所 3312　駐車場業用店舗 3313　駐車場業用工場及び作業場 3314　駐車場業用倉庫 3319　その他の駐車場業用建築物
大分類　M．宿泊業，飲食サービス業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「M．宿泊業，飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 52　宿泊業用建築物 日本標準産業分類の中分類「75．宿泊業」の用に供される建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。 521　宿泊業用事務所 522　宿泊業用店舗 523　宿泊業用工場及び作業場 524　宿泊業用倉庫 529　その他の宿泊業用建築物 53　飲食サービス業用建築物	**大分類　Ｃ１０．宿泊業，飲食サービス業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「M．宿泊業，飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 332　宿泊業用建築物 日本標準産業分類の中分類「75．宿泊業」の用に供される建築物をいう。ただし、合宿所、会社の寄宿舎などを除く。 3321　宿泊業用事務所 3322　宿泊業用店舗 3323　宿泊業用工場及び作業場 3324　宿泊業用倉庫 3329　その他の宿泊業用建築物 333　飲食サービス業用建築物

日本標準産業分類の中分類「76．飲食店」又は「77．持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く） 531　飲食サービス業用事務所 532　飲食サービス業用店舗 533　飲食サービス業用工場及び作業場 534　飲食サービス業用倉庫 539　その他の飲食サービス業用建築物	日本標準産業分類の中分類「76．飲食店」又は「77．持ち帰り・配達飲食サービス業」の用に供される建築物をいう。（食堂、料理店、待合、バー、キャバレーなどの用に供される建築物を含み、ダンスホールなどの用に供される建築物を除く） 3331　飲食サービス業用事務所 3332　飲食サービス業用店舗 3333　飲食サービス業用工場及び作業場 3334　飲食サービス業用倉庫 3339　その他の飲食サービス業用建築物
大分類　N．教育，学習支援業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「O．教育，学習支援業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 54　学校教育用建築物 日本標準産業分類の中分類「81．学校教育」の用に供される建築物をいう。 541　学校教育用事務所 542　学校教育用店舗 543　学校教育用工場及び作業場	**大分類　C１１．教育，学習支援業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「O．教育，学習支援業」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 334　学校教育用建築物 日本標準産業分類の中分類「81．学校教育」の用に供される建築物をいう。 3341　学校教育用事務所 3342　学校教育用店舗 3343　学校教育用工場及び作業場

544	学校教育用倉庫	3344	学校教育用倉庫
545	学校教育用学校の校舎	3345	学校教育用学校の校舎
549	その他の学校教育用建築物	3349	その他の学校教育用建築物
55	社会教育用建築物 日本標準産業分類の小分類「821．社会教育」の用に供される建築物をいう。（図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む）	335	社会教育用建築物 日本標準産業分類の小分類「821．社会教育」の用に供される建築物をいう。（図書館、博物館、美術館、水族館、公民館を含む）
551	社会教育用事務所	3351	社会教育用事務所
552	社会教育用店舗	3352	社会教育用店舗
553	社会教育用工場及び作業場	3353	社会教育用工場及び作業場
554	社会教育用倉庫	3354	社会教育用倉庫
559	その他の社会教育用建築物	3359	その他の社会教育用建築物
56	学習塾，教養・技能教授業用建築物 日本標準産業分類の小分類「823．学習塾」又は「824．教養・技能教授業」の用に供される建築物をいう。	336	学習塾，教養・技能教授業用建築物 日本標準産業分類の小分類「823．学習塾」又は「824．教養・技能教授業」の用に供される建築物をいう。
561	学習塾，教養・技能教授用事務所	3361	学習塾，教養・技能教授用事務所
562	学習塾，教養・技能教授用店舗	3362	学習塾，教養・技能教授用店舗
563	学習塾，教養・技能教授用工場及び作業場	3363	学習塾，教養・技能教授用工場及び作業場
564	学習塾，教養・技能教授用倉庫	3364	学習塾，教養・技能教授用倉庫
569	その他の学習塾，教養・技能教授用建築物	3369	その他の学習塾，教養・技能教授用建築物
57	その他の教育，学習支援業用建築物	337	その他の教育，学習支援業用建築物

日本標準産業分類の小分類「822．職業・教育支援施設」又は「829．他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。	日本標準産業分類の小分類「822．職業・教育支援施設」又は「829．他に分類されない教育、学習支援業」の用に供される建築物をいう。
571　その他の教育，学習支援業用事務所	3371　その他の教育，学習支援業用事務所
572　その他の教育，学習支援業用店舗	3372　その他の教育，学習支援業用店舗
573　その他の教育，学習支援業用工場及び作業場	3373　その他の教育，学習支援業用工場及び作業場
574　その他の教育，学習支援業用倉庫	3374　その他の教育，学習支援業用倉庫
579　他に分類されない教育，学習支援業用建築物	3379　他に分類されない教育，学習支援業用建築物
大分類　O．医療，福祉用建築物	**大分類　C１２．医療，福祉用建築物**
総　　説	総　　説
日本標準産業分類の大分類「P．医療，福祉」の用に供される建築物をいう。	日本標準産業分類の大分類「P．医療，福祉」の用に供される建築物をいう。
建築物用途分類による番号	建築物用途分類による番号
58　医療業，保健衛生用建築物 日本標準産業分類の中分類「83．医療業」又は「84．保健衛生」の用に供される建築物をいう。	338　医療業，保健衛生用建築物 日本標準産業分類の中分類「83．医療業」又は「84．保健衛生」の用に供される建築物をいう。
581　医療業，保健衛生用事務所	3381　医療業，保健衛生用事務所
582　医療業，保健衛生用店舗	3382　医療業，保健衛生用店舗
583　医療業，保健衛生用工場及び作業場	3383　医療業，保健衛生用工場及び作業場
584　医療業，保健衛生用倉庫	3384　医療業，保健衛生用倉庫

586　医療業，保健衛生用病院・診療所 589　その他の医療業，保健衛生用建築物 59　社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 日本標準産業分類の中分類「85．社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される建築物をいう。 591　社会保険・社会福祉・介護事業用事務所 592　社会保険・社会福祉・介護事業用店舗 593　社会保険・社会福祉・介護事業用工場及び作業場 594　社会保険・社会福祉・介護事業用倉庫 599　その他の社会保険・社会福祉・介護事業用建築物	3386　医療業，保健衛生用病院・診療所 3389　その他の医療業，保健衛生用建築物 339　社会保険・社会福祉・介護事業用建築物 日本標準産業分類の中分類「85．社会保健・社会福祉・介護事業」の用に供される建築物をいう。 3391　社会保険・社会福祉・介護事業用事務所 3392　社会保険・社会福祉・介護事業用店舗 3393　社会保険・社会福祉・介護事業用工場及び作業場 3394　社会保険・社会福祉・介護事業用倉庫 3399　その他の社会保険・社会福祉・介護事業用建築物
大分類　Ｐ．その他のサービス業用建築物 総　　説 日本標準産業分類の大分類「Ｈ．運輸業，郵便業」のうち中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」、「Ｋ．不動産業，物品賃貸業」のうち中分類「70．物品賃貸業」、「Ｌ．学術研究，専門・技術サービス業」、「Ｎ．生活関連サービス業，娯楽業」、「Ｑ．複合サービス事業」又は「Ｒ．サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 60　郵便局用建築物 日本標準産業分類の中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」	**大分類　Ｃ１３．その他のサービス業用建築物** 総　　説 日本標準産業分類の大分類「Ｈ．運輸業，郵便業」のうち中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」、「Ｋ．不動産業，物品賃貸業」のうち中分類「70．物品賃貸業」、「Ｌ．学術研究，専門・技術サービス業」、「Ｎ．生活関連サービス業，娯楽業」、「Ｑ．複合サービス事業」又は「Ｒ．サービス業（他に分類されないもの）」の用に供される建築物をいう。 建築物用途分類による番号 340　郵便局用建築物 日本標準産業分類の中分類「49．郵便業（信書便事業を含む）」

	又は「86．郵便局」の用に供される建築物をいう。		又は「86．郵便局」の用に供される建築物をいう。
601	郵便局用事務所	3401	郵便局用事務所
602	郵便局用店舗	3402	郵便局用店舗
603	郵便局用工場及び作業場	3403	郵便局用工場及び作業場
604	郵便局用倉庫	3404	郵便局用倉庫
609	その他の郵便局用建築物	3409	その他の郵便局用建築物
61	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物 日本標準産業分類の中分類「71．学術・開発研究機関」又は「93．政治・経済・文化団体」の用に供される建築物をいう。	341	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物 日本標準産業分類の中分類「71．学術・開発研究機関」又は「93．政治・経済・文化団体」の用に供される建築物をいう。
611	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用事務所	3411	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用事務所
612	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用店舗	3412	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用店舗
613	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用工場及び作業場	3413	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用工場及び作業場
614	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用倉庫	3414	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用倉庫
619	その他の学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物	3419	その他の学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物
62	旅行業用建築物 日本標準産業分類の小分類「791．旅行業」の用に供される建築物をいう。	342	旅行業用建築物 日本標準産業分類の小分類「791．旅行業」の用に供される建築物をいう。
621	旅行業用事務所	3421	旅行業用事務所
622	旅行業用店舗	3422	旅行業用店舗
623	旅行業用工場及び作業場	3423	旅行業用工場及び作業場
624	旅行業用倉庫	3424	旅行業用倉庫
629	その他の旅行業用建築物	3429	その他の旅行業用建築物

63	娯楽業用建築物 日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される建築物をいう。	343	娯楽業用建築物 日本標準産業分類の中分類「80. 娯楽業」の用に供される建築物をいう。
631	娯楽業用事務所	3431	娯楽業用事務所
632	娯楽業用店舗	3432	娯楽業用店舗
633	娯楽業用工場及び作業場	3433	娯楽業用工場及び作業場
634	娯楽業用倉庫	3434	娯楽業用倉庫
639	その他の娯楽業用建築物	3439	その他の娯楽業用建築物
64	宗教用建築物 日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される建築物をいう。	344	宗教用建築物 日本標準産業分類の中分類「94. 宗教」の用に供される建築物をいう。
641	宗教用事務所	3441	宗教用事務所
642	宗教用店舗	3442	宗教用店舗
643	宗教用工場及び作業場	3443	宗教用工場及び作業場
644	宗教用倉庫	3444	宗教用倉庫
649	その他の宗教用建築物	3449	その他の宗教用建築物
65	その他のサービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されない	345	その他のサービス業用建築物 日本標準産業分類の中分類「70. 物品賃貸業」、「72. 専門サービス業」、「73. 広告業」、「74. 技術サービス業（他に分類されないもの）」、「78. 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79. その他の生活関連サービス業」、「87. 協同組合（他に分類されないも

もの)」、「88．廃棄物処理業」、「89．自動車整備業」、「90．機械等修理業（別掲を除く)」、「91．職業紹介・労働者派遣業」、「92．その他の事業サービス業」、「95．その他のサービス業」又は「96．外国公務」の用に供される建築物をいう。	の)」、「88．廃棄物処理業」、「89．自動車整備業」、「90．機械等修理業（別掲を除く)」、「91．職業紹介・労働者派遣業」、「92．その他の事業サービス業」、「95．その他のサービス業」又は「96．外国公務」の用に供される建築物をいう。
651　その他のサービス業用事務所	3451　その他のサービス業用事務所
652　その他のサービス業用店舗	3452　その他のサービス業用店舗
653　その他のサービス業用工場及び作業場	3453　その他のサービス業用工場及び作業場
654　その他のサービス業用倉庫	3454　その他のサービス業用倉庫
659　他に分類されないその他のサービス業用建築物	3459　他に分類されないその他のサービス業用建築物
大分類　Q．公務用建築物	**大分類　C１４．公務用建築物**
総　　説	総　　説
日本標準産業分類の大分類「S．公務（他に分類されるものを除く)」の用に供される建築物をいう。	日本標準産業分類の大分類「S．公務（他に分類されるものを除く)」の用に供される建築物をいう。
建築物用途分類による番号	建築物用途分類による番号
66　公務用建築物 日本標準産業分類の大分類「S．公務（他に分類されるものを除く)」の用に供される建築物をいう。	346　公務用建築物 日本標準産業分類の大分類「S．公務（他に分類されるものを除く)」の用に供される建築物をいう。
661　公務用事務所	3461　公務用事務所
662　公務用店舗	3462　公務用店舗
663　公務用工場及び作業場	3463　公務用工場及び作業場

664　公務用倉庫 669　その他の公務用建築物	3464　公務用倉庫 3469　その他の公務用建築物
大分類　R．他に分類されない建築物 総　説 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 建築物用途分類による番号 99　他に分類されない建築物 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 999　他に分類されない建築物	**大分類　C１５．他に分類されない建築物** 総　説 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 建築物用途分類による番号 399　他に分類されない建築物 前項の各項のいずれにも分類されない建築物をいう。 3999　他に分類されない建築物

建 築 物 用 途 分 類 早 見 表

大分類 記号	中分類名	中分類番号	事務所 1	店舗 2	工場及び作業場 3	倉庫 4	学校の校舎 5	病院・診療所 6	その他 9
A01. 居住専用住宅	居住専用住宅(附属建築物を除く)	101							1019
	居住専用住宅附属建築物	102							1029
A02. 居住専用準住宅	寮、寄宿舎、合宿所(附属建築物を除く)	103							1039
	居住専用準住宅附属建築物	104							1049
	その他の居住専用準住宅	105							1059
B01. 居住農林水産業併用建築物	居住農林水産業併用建築物	211	2111	2112	2113	2114			2119
B02. 居住鉱業，採石業，砂利採取業，建設業併用建築物	居住鉱業，採石業，砂利採取業併用建築物	212	2121	2122	2123	2124			2129
	居住建設業併用建築物	213	2131	2132	2133	2134			2139
B03. 居住製造業併用建築物	居住食料，繊維，木材・木製品等製造業併用建築物	214	2141	2142	2143	2144			2149
	居住化学工業，石油製品等製造業併用建築物	215	2151	2152	2153	2154			2159
	居住鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業併用建築物	216	2161	2162	2163	2164			2169
	居住機械器具製造業併用建築物	217	2171	2172	2173	2174			2179
	居住その他の製造業併用建築物	218	2181	2182	2183	2184			2189
B04. 居住電気・ガス・熱供給・水道業併用建築物	居住電気業併用建築物	219	2191	2192	2193	2194			2199
	居住ガス業併用建築物	220	2201	2202	2203	2204			2209
	居住熱供給業併用建築物	221	2211	2212	2213	2214			2219
	居住水道業併用建築物	222	2221	2222	2223	2224			2229
B05. 居住情報通信業併用建築物	居住通信業併用建築物	223	2231	2232	2233	2234			2239
	居住放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業併用建築物	224	2241	2242	2243	2244			2249
	居住映像・音声・文字情報制作業併用建築物(新聞業用，出版業用を除く)	225	2251	2252	2253	2254			2259
	居住新聞業・出版業併用建築物	226	2261	2262	2263	2264			2269
B06. 居住運輸業併用建築物	居住運輸業併用建築物	227	2271	2272	2273	2274			2279
B07. 居住卸売業，小売業併用建築物	居住卸売業，小売業併用建築物	228	2281	2282	2283	2284			2289
B08. 居住金融業，保険業併用建築物	居住金融業，保険業併用建築物	229	2291	2292	2293	2294			2299
B09. 居住不動産業併用建築物	居住不動産業併用建築物(駐車場業用を除く)	230	2301	2302	2303	2304			2309
	居住駐車場業併用建築物	231	2311	2312	2313	2314			2319
B10. 居住宿泊業，飲食サービス業併用建築物	居住宿泊業併用建築物	232	2321	2322	2323	2324			2329
	居住飲食サービス業併用建築物	233	2331	2332	2333	2334			2339
B11. 居住教育，学習支援業併用建築物	居住学校教育併用建築物	234	2341	2342	2343	2344	2345		2349
	居住社会教育併用建築物	235	2351	2352	2353	2354			2359
	居住学習塾，教養・技能教授業併用建築物	236	2361	2362	2363	2364			2369
	居住その他の教育，学習支援業併用建築物	237	2371	2372	2373	2374			2379
B12. 居住医療，福祉併用建築物	居住医療業，保健衛生併用建築物	238	2381	2382	2383	2384		2386	2389
	居住社会保険・社会福祉・介護事業併用建築物	239	2391	2392	2393	2394			2399
B13. 居住その他のサービス業併用建築物	居住郵便局併用建築物	240	2401	2402	2403	2404			2409
	居住学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体併用建築物	241	2411	2412	2413	2414			2419
	居住旅行業併用建築物	242	2421	2422	2423	2424			2429
	居住娯楽業併用建築物	243	2431	2432	2433	2434			2439
	居住宗教併用建築物	244	2441	2442	2443	2444			2449
	居住その他のサービス業併用建築物	245	2451	2452	2453	2454			2459
B14. 居住公務併用建築物	居住公務併用建築物	246	2461	2462	2463	2464			2469
B15. 他に分類されない居住産業併用建築物	他に分類されない居住産業併用建築物	299							2999
C01. 農林水産業用建築物	農林水産業用建築物	311	3111	3112	3113	3114			3119
C02. 鉱業，採石業，砂利採取業，建設業用建築物	鉱業，採石業，砂利採取業用建築物	312	3121	3122	3123	3124			3129
	建設業用建築物	313	3131	3132	3133	3134			3139
C03. 製造業用建築物	食料，繊維，木材・木製品等製造業用建築物	314	3141	3142	3143	3144			3149
	化学工業，石油製品等製造業用建築物	315	3151	3152	3153	3154			3159
	鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業用建築物	316	3161	3162	3163	3164			3169
	機械器具製造業用建築物	317	3171	3172	3173	3174			3179
	その他の製造業用建築物	318	3181	3182	3183	3184			3189
C04. 電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	電気業用建築物	319	3191	3192	3193	3194			3199
	ガス業用建築物	320	3201	3202	3203	3204			3209
	熱供給業用建築物	321	3211	3212	3213	3214			3219
	水道業用建築物	322	3221	3222	3223	3224			3229
C05. 情報通信業用建築物	通信業用建築物	323	3231	3232	3233	3234			3239
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業用建築物	324	3241	3242	3243	3244			3249
	映像・音声・文字情報制作業用(新聞業用，出版業用を除く)建築物	325	3251	3252	3253	3254			3259
	新聞・出版業用建築物	326	3261	3262	3263	3264			3269
C06. 運輸業用建築物	運輸業用建築物	327	3271	3272	3273	3274			3279
C07. 卸売業，小売業用建築物	卸売業，小売業用建築物	328	3281	3282	3283	3284			3289
C08. 金融業，保険業用建築物	金融業，保険業用建築物	329	3291	3292	3293	3294			3299
C09. 不動産業用建築物	不動産業用建築物(駐車場業用を除く)	330	3301	3302	3303	3304			3309
	駐車場業用建築物	331	3311	3312	3313	3314			3319
C10. 宿泊業，飲食サービス業用建築物	宿泊業用建築物	332	3321	3322	3323	3324			3329
	飲食サービス業用建築物	333	3331	3332	3333	3334			3339
C11. 教育，学習支援業用建築物	学校教育用建築物	334	3341	3342	3343	3344	3345		3349
	社会教育用建築物	335	3351	3352	3353	3354			3359
	学習塾，教養・技能教授業用建築物	336	3361	3362	3363	3364			3369
	その他の教育，学習支援業用建築物	337	3371	3372	3373	3374			3379
C12. 医療，福祉用建築物	医療業，保険衛生用建築物	338	3381	3382	3383	3384		3386	3389
	社会保険・社会福祉・介護事業用建築物	339	3391	3392	3393	3394			3399
C13. その他のサービス業用建築物	郵便局用建築物	340	3401	3402	3403	3404			3409
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体用建築物	341	3411	3412	3413	3414			3419
	旅行業用建築物	342	3421	3422	3423	3424			3429
	娯楽業用建築物	343	3431	3432	3433	3434			3439
	宗教用建築物	344	3441	3442	3443	3444			3449
	その他のサービス業用建築物	345	3451	3452	3453	3454			3459
C14. 公務用建築物	公務用建築物	346	3461	3462	3463	3464			3469
C15. 他に分類されない建築物	他に分類されない建築物	399							3999

別添２

第四十号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第 15 条第１項の規定による

建築工事届

（第一面）

年　　月　　日

知事　様

建築主

氏名

郵便番号

住所

電話番号

工事施工者（設計者又は代理者）

氏名

営業所名（建築士事務所名）

郵便番号

所在地

電話番号

工事監理者

氏名

営業所名（建築士事務所名）

郵便番号

所在地

電話番号

建築確認

確認済証番号　　第　　号

確認済証交付年月日　　年　　月　　日

確認済証交付者

除却工事施工者

氏名

営業所名

郵便番号

所在地

電話番号

※受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．着工及び工事完了の予定期日】

【イ．着工予定期日】　　年　　月　　日

【ロ．工事完了予定期日】　　年　　月　　日

【２．建築主】

【イ．建築主の種別】□(1)国　□(2)都道府県　□(3)市区町村
□(4)会社　□(5)会社でない団体　□(6)個人

【ロ．資本の額又は出資の総額】□(1)1,000 万円以下　□(2)1,000 万円超～3,000 万円以下
□(3)3,000 万円超～1 億円以下
□(4)1 億円超～10 億円以下　□(5)10 億円超

【３．敷地の位置】

【イ．地名地番】

【ロ．都市計画】□(1)市街化区域　□(2)市街化調整区域
□(3)区域区分非設定都市計画区域　□(4) 準都市計画区域
□(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【４．工事種別】□(1)新築　□(2)増築　□(3)改築　□(4)移転

【５．主要用途】(1)居住専用建築物　（　　）
(2)居住産業併用建築物（　　）
(3)産業専用建築物　（　　）

【６．一の建築物ごとの内容】

【イ．番号】	（　　）	（　　）	（　　）
【ロ．用途】	□(1)事務所等	□(1)事務所等	□(1)事務所等
	□(2)物品販売業を営む店舗等	□(2)物品販売業を営む店舗等	□(2)物品販売業を営む店舗等
	□(3)工場，作業場	□(3)工場，作業場	□(3)工場，作業場
	□(4)倉庫	□(4)倉庫	□(4)倉庫
	□(5)学校	□(5)学校	□(5)学校
	□(6)病院，診療所	□(6)病院，診療所	□(6)病院，診療所
	□(9)その他	□(9)その他	□(9)その他
	□多用途	□多用途	□多用途
【ハ．工事部分の構造】	□(1)木造	□(1)木造	□(1)木造
	□(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	□(2)鉄骨鉄筋コンクリート造	□(2)鉄骨鉄筋コンクリート造
	□(3)鉄筋コンクリート造	□(3)鉄筋コンクリート造	□(3)鉄筋コンクリート造
	□(4)鉄骨造	□(4)鉄骨造	□(4)鉄骨造
	□(5)コンクリートブロック造	□(5)コンクリートブロック造	□(5)コンクリートブロック造

	□(6)その他	□(6)その他	□(6)その他
【ニ．工事の予定期間】	（　　月間）	（　　月間）	（　　月間）
【ホ．工事部分の床面積の合計】	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ヘ．建築工事費予定額】	（　　万円）	（　　万円）	（　　万円）
【ト．新築工事の場合における地上の階数】	（　　）	（　　）	（　　）
【チ．新築工事の場合における地下の階数】	（　　）	（　　）	（　　）

【７．新築工事の場合における敷地面積】　　㎡

（第三面）

【１．住宅部分の概要】

【イ．番号】

【ロ．新設又はその他の別】　(1)新設　（□新築　□増築　□改築）

(2)その他（　　□増築　□改築）

【ハ．新設住宅の資金】□(1)民間資金住宅　□(2)公営住宅　□(3)住宅金融支援機構住宅

□(4)都市再生機構住宅　□(5)その他

【ニ．住宅の建築工法】□(1)在来工法　□(2)プレハブ工法　□(3)枠組壁工法

【ホ．住宅の種類】□(1)専用住宅　□(2)併用住宅　□(3)その他の住宅

【ヘ．住宅の建て方】□(1)一戸建住宅　□(2)長屋建住宅　□(3)共同住宅

【ト．利用関係】　□(1)持家　　□(2)貸家　　□(3)給与住宅　□(4)分譲住宅

【チ．住宅の戸数】（　　戸）（　　戸）（　　戸）（　　戸）

【リ．工事部分の床面積の合計】（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）（　　㎡）

（第四面）

【１．主要用途】　(1)居住専用建築物　　（　　）
(2)居住産業併用建築物　（　　）
(3)産業専用建築物　　（　　）

【２．除却原因】　□(1)老朽して危険があるため　□(2)その他

【３．構造】　□(1)木造　□(2)その他

【４．建築物の数】

【５．住宅の戸数】　戸

【６．住宅の利用関係】　□(1)持家　□(2)貸家　□(3)給与住宅

【７．建築物の床面積の合計】　㎡

【８．建築物の評価額】　千円

（注意）

１．各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

２．第一面関係

① ※印のある欄は記入しないでください。

② 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

３．第二面関係

① ２欄の「イ」及び「ロ」、３欄の「ロ」、４欄並びに６欄の「ロ」及び「ハ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② ２欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の法律により設立された法人で会社であるものを含みます。

③ ２欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

④ ３欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、４欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

⑥ ５欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04
他に分類されない居住専用建築物	05

⑦ ５欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号 15 から記号 18 までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14

	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20
	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育，学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育，学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36
	その他の教育及び学習支援業（記号 35 及び記号 36 に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41

	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑧　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。

⑨　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、一の建築物中に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れて、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑩　６欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑪　６欄の「ハ」は、工事部分が２種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

⑫　６欄の「ニ」は、その建築物の規模に見合つた月数を記入してください。

⑬　６欄の「ヘ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

４．第三面関係

①　第三面は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物である場合に作成してください。当該建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに作成してください。

②　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③　１欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。

例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に 50 平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

⑤　１欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。

⑥　１欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。

⑦　１欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の５分の１以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

⑧　１欄の「ヘ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない２戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで２戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に２戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。

⑨　一件の建築工事で１欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が２種類以上となる場合は、１欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

５．第四面関係

①　第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

②　１欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、（注意）３．⑥に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。

③　１欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、（注意）３．⑦に準じて括弧内に該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

④　２欄、３欄及び６欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

第四十一号様式（第八条関係）（Ａ４）

建築基準法第15条第１項の規定による
建築物除却届
（第一面）

年　　月　　日

知事　様

除却工事施工者
郵便番号
住所
氏名
電話番号

※　受付経由機関記載欄

（第二面）

【１．除却予定期日】　　年　　月　　日

【２．除却場所】

【３．主要用途】　(1)居住専用建築物　　(　　)
(2)居住産業併用建築物　(　　)
(3)産業専用建築物　　(　　)

【４．除却原因】□(1)老朽して危険があるため　□(2)その他

【５．構造】　□(1)木造　□(2)その他

【６．建築物の数】

【７．住宅の戸数】　戸

【８．建築物の床面積の合計】　㎡

【９．建築物の評価額】　千円

（注意）

１．第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

２．第二面関係

①　各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

②　３欄において「(1)居住専用建築物」に該当する場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。

主要用途の区分	記号
居住専用住宅（附属建築物を除く。）	01
居住専用住宅附属建築物（物置，車庫等）	02
寮，寄宿舎，合宿所（附属建築物を除く。）	03
寮，寄宿舎，合宿所附属建築物（物置，車庫等）	04

他に分類されない居住専用建築物	05

③　３欄において「(2)居住産業併用建築物」又は「(3)産業専用建築物」に該当する場合は、産業の用に供する部分について、次の表の記号の中から該当するものを選んで括弧内に記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号
農林水産業	農業，林業，漁業，水産養殖業	11
鉱業，採石業，砂利採取業，建設業	鉱業，採石業，砂利採取業	12
	建設業	13
製造業	食品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業，繊維工業，木材・木製品製造業，家具・装備品製造業，パルプ・紙・紙加工品製造業，印刷・同関連業，プラスチック製品製造業（記号15から記号18までに該当するものを除く。），窯業・土石製品製造業	14
	化学工業，石油製品・石炭製品製造業	15
	鉄鋼業，非鉄金属製造業，金属製品製造業	16
	はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業，業務用機械器具製造業，電子部品・デバイス・電子回路製造業，電気機械器具製造業，情報通信機械器具製造業，輸送用機械器具製造業	17
	ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，その他の製造業	18
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	19
	ガス業	20

	熱供給業	21
	水道業	22
情報通信業	通信業	23
	放送業，情報サービス業，インターネット附随サービス業	24
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業を除く。）	25
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業及び出版業に限る。）	26
運輸業	鉄道業，道路旅客運送業，道路貨物運送業，水運業，航空運輸業，倉庫業，運輸に附帯するサービス業	27
卸売業，小売業	卸売業，小売業	28
金融業，保険業	金融業，保険業	29
不動産業	不動産取引業，不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く。）	30
	不動産賃貸業・管理業（駐車場業に限る。）	31
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業	32
	飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業	33
教育，学習支援業	学校教育	34
	その他の教育及び学習支援業（社会教育に限る。）	35
	その他の教育及び学習支援業（学習塾及び教養・技能教授業に限る。）	36

	その他の教育及び学習支援業（記号35及び記号36に該当するものを除く。）	37
医療，福祉	医療業，保健衛生	38
	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業(旅行業に限る。)	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号41及び記号44に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

④　４欄及び５欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

別添３

建築主・建築士・工事施工者の皆様へ

令和４年４月１日より

建築工事届・建築物除却届の様式が変更になります！

様式の変更に伴い、**項目の順序**や**記載の方法**などが変わります。
新しい様式は各特定行政庁ホームページ等から配布しておりますので、新様式での提出をお願いいたします。

様式の配布・提出方法は各特定行政庁によって異なりますので、
特定行政庁にお問い合わせください。

＜様式変更のイメージ＞

（第二面）

【１．建築主】
【イ．種別】(1)国　(2)都道府県　(3)市区町村　(4)会社　(5)会社でない団体　(6)個人
【ロ．業種】(1)農林水産業　(2)鉱業，採石業，砂利採取業，建設業　(3)製造業　(4)電気・ガス・熱供給・水道業　(5)情報通信業　(6)運輸業　(7)卸売業，小売業　(8)金融業，保険業　(9)不動産業　(10)宿泊業，飲食サービス業　(11)医療，福祉　(12)教育，学習支援業　(13)その他のサービス業　(14)国家公務，地方公務　(15)他に分類されないもの
【ハ．資本の額又は出資の総額】　百万円

【２．敷地の位置】
【イ．地名地番】
【ロ．都市計画】(1)市街化区域　(2)市街化調整区域　(3)区域区分非設定都市計画区域　準都市計画区域　(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

【３．工事予定期間】
年　月　日から
年　月　日まで
年　月間

旧様式

順序の変更

記載形式の変更

（第二面）

【１．着工及び工事完了の予定期日】
【イ．着工予定期日】　年　月　日
【ロ．工事完了予定期日】　年　月　日

【２．建築主】
【イ．建築主の種別】□(1)国　□(2)都道府県　□(3)市区町村　□(4)会社　□(5)会社でない団体　□(6)個人
【ロ．資本の額又は出資の総額】□(1)1,000万円以下　□(2)1,000万円超～3,000万円以下　□(3)3,000万円超～1億円以下　□(4)1億円超～10億円以下　□(5)10億円超

【３．敷地の位置】
【イ．地名地番】
【ロ．都市計画】□(1)市街化区域　□(2)市街化調整区域　□(3)区域区分非設定都市計画区域　□(4)準都市計画区域　□(5)都市計画区域及び準都市計画区域外

新様式

一般財団法人建築行政情報センター
国土交通省

建築基準法第15条により、
建築物を建築しようとする場合は「建築工事届」を、
建築物を除却しようとする場合は「建築物除却届」を、
それぞれ建築主事に提出しなければなりません。
（当該建築物又は当該工事にかかる部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りでありません。）

※様式の配布・提出方法は各特定行政庁によって異なります。

届出の流れ（例）

様式ダウンロード
特定行政庁ホームページ等から様式（Excel形式）をダウンロードします。

必要事項記入
ダウンロードした様式（Excel形式）に必要事項を記入し、建築工事届・建築物除却届を作成します。

電子データでの提出が便利でスムーズ!!

提　　出
作成した様式（Excel形式）を建築主事に提出します。

皆様からの届出から得られたデータは、国や地方公共団体の施策の基礎資料となるばかりでなく、業界団体、金融機関、各種研究機関等においても動態分析等に広く利用されています。
データの一部は「建築着工統計調査」等として、e-Stat（政府統計の総合窓口）にて公開されています。

様式が変わったら、記入すべき事項が増えるの？

いいえ、増えることはありません。様式変更により、項目の順番が入れ替わるほか、一部の項目について記入が不要になります。
（令和4年4月1日から記入が不要になる項目）
- 建築主の業種（建築工事届）
- 新築工事以外の場合の階数（建築工事届）
- 住宅の利用関係（建築物除却届）

また、建築工事届における建築主の資本の額又は出資の総額は、具体的な金額の記入が必要でしたが、様式変更により選択する形式に変わります。

何のために様式を変えるの？

届出の作成・提出及びその処理をより効率的に行うためです。
皆様におかれましては、電子データでの提出へのご協力をお願いいたします。

様式ファイルの入力方法、不具合などについては、
申請先の**各特定行政庁**にお問い合わせください。

令和3年度建築情報システム高度化促進事業